

●いんふおめーしょん 子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN



- ◇【速報】国連・自由権規約委員会、日本の第5回政府報告書を審査
～婚外子差別、性暴力、歴史教育の問題等についてさらなる勧告～
平野裕二（代表委員） 1

- ◇第8回子どもの権利条例東京市民フォーラムの集い
次世代育成支援・後期計画と子ども条例 ～連載①／全3回～
子どもの権利条例東京市民フォーラム事務局 加藤千鶴子 6

- ◇地方自治体と子ども施策 全国自治体シンポジウム 2008
in 世田谷 報告
「子ども支援の総合化」～次世代育成支援後期行動計画策定に向けて～
東洋大学大学院 新山恵里子 11

- ◇第16回 子どもの権利条約フォーラム 2008 in みえ
～つながろう 大切なわたし 大切なあなた～
松島裕子（子どもの人権連事務局長） 18

- ★ DOCUMENT (No94) 子どもの人権と教育関係の報道と記録から 21

- ★ DOCUMENT (No95) 子どもの人権と教育関係の報道と記録から 34

◆活動の基調◆

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

【速報】国連・自由権規約委員会、日本の第5回政府報告書を審査 ～婚外子差別、性暴力、歴史教育の問題等についてさらなる勧告～

平野裕二（代表委員）

2008年10月15～16日、国連・自由権規約委員会は、自由権規約（政治的および市民的権利に関する国際規約）の実施状況に関する日本の第5回定期報告書を審査し、同月末、29項目の勧告を含む総括所見を採択した（文末資料参照）。

以下、とくに子どもの権利に関わる問題についてどのような勧告が行なわれたのか、概観する。なお、総括所見の日本語訳は日本弁護士連合会（日弁連）と外務省がそれぞれ作成しているが、ここでは日弁連訳を用いた（以下、〔 〕内の数字は総括所見のパラグラフ番号）。

婚外子差別をはじめとするさまざまな差別の撤廃

今回の総括所見では、男女共同参画推進のための取り組み〔3〕、ドメスティック・バイオレンスや人身売買に関する取り組み〔4〕などについては肯定的に評価された部分もあるものの、多くの分野で、これまで自由権規約委員会その他の人権条約機関から指摘された問題点が繰り返されている。

とりわけ差別の禁止の分野では、その傾向が著しい。たとえば、男女の最低婚姻年齢が異なること（男18歳・女16歳）については、子どもの権利委員会の審査時と同様に是正を促された。女性差別撤廃委員会等の見解も踏まえれば、最低婚姻年齢を18歳以上にすることが求められていると理解できる。

11. 委員会は、民法中の女性に作用する差別的な条項、例えば離婚後6か月間の女性の再婚禁止や、男性と女性の婚姻年齢の差異などについて、懸念を繰り返し表明する（規約2条(1)、3条、23条(4)及び26条）。

締約国は、女性の離婚後の再婚禁止期間を削除し、男性と女性の婚姻最低年齢を統一するとの観点から、民法を改正すべきである。

婚外子差別についても同様であり、次のように法制度上の差別を完全に解消するよう勧告されている。

28. 委員会は、婚外子が国籍取得、相続権及び出生届の点で差別されていることにつき、繰り返し懸念を表明する（規約2条(1)、24条及び26条）。

締約国は、国籍法3条、民法900条4項及び出生届においてその子が「嫡出子」であるか否かを記載しなければならない旨規定する住民登録法49条1項1号も含めて、婚外子を差別するすべての条項を、法律から削除すべきである。

この点については、本年12月5日に改正国籍法が可決され、一定の前進が見られたのは評価できる。すなわち、日本国籍の父と外国籍の母の間に生まれた婚外子は、出生前に父の認知を受けるか（胎児認知による国籍取得）、出生後に父母が婚姻するか（準正による国籍取得）のいずれかの場合でなければ日本国籍を認めら

れなかったのが、出生後に父の認知を受ければ婚外子のままでも日本国籍が認められることとなった。

もっとも、この改正は、本年6月の最高裁で旧国籍法の規定が違憲と判断されたのを受けた、いわば選択の余地なく改正を迫られたものである。過去の人権条約機関の勧告を誠実に受けとめていれば、今回の審査を迎えるまでに改正を達成できていたはずであり、国連人権機構に対する日本の政府・国会の消極的姿勢を浮き彫りにさせる結果となった。

さらに、朝鮮民族学校についても従来の勧告が繰り返されている。

31. 委員会は、朝鮮学校に対する国庫補助金が通常の学校に対する補助金より極めて低額であり、日本の私立学校やインターナショナルスクールへの寄付と違い税金の免除や減額が認められない私人による寄付に朝鮮学校をして過度に依存させていること及び朝鮮学校の卒業生が自動的に大学受験資格を取得しないことに、懸念を有する。

締約国は、国庫補助金の増額並びに他の私立学校への寄付と同様の財政上の優遇措置を朝鮮学校への寄付に適用することによって朝鮮学校に対する適切な財政的支援を確保すべきであり、また朝鮮学校卒業生に大学受験資格を認めるべきである。

この点については、普通学校に就学しているマイノリティ児童生徒の権利保障にも言及している社会権規約委員会の勧告（2001年）のほうが総合的であり、これも踏まえた対応を進めていくことが必要である。

60. 委員会は、言語的マイノリティに属する生徒が相当数就学している公立学校の正規のカリキュラムに母語による教育を導入するよう強く勧告する。委員会はさらに、

締約国が、マイノリティの学校およびとくに朝鮮学校が国の教育カリキュラムにしている状況においては当該学校を公的に認め、それによって当該学校が補助金その他の財政援助を得られるようにすること、および、当該学校の卒業資格を大学入学試験の受験資格として承認することを勧告するものである。

なお今回の総括所見では、アイヌ民族や琉球（沖縄）民族の子どもに対し、「彼らの言語によってあるいは彼らの言語について、また彼らの文化について教育を受ける適切な機会を提供」することもあわせて求められている〔32〕。

性暴力・人身売買からの保護の強化

次に多くの勧告が行なわれたのは、女性や子どもに対する暴力の分野である。

まず、性的同意年齢が13歳と低く定められていることについて、「子どもの正常な発達を保護し児童虐待を防止する」目的で引き上げが勧告された〔13〕。この点については子どもの権利委員会からも勧告を受けており、喫緊の対応が求められる。何歳に定めるべきかについては具体的見解が示されていないが、子どもの権利委員会は15～16歳程度を念頭に置いていると考えるのが妥当である。

性暴力についても、強姦の定義の拡大（近親姦の犯罪化も含む）、強姦罪・強制わいせつ罪の非親告罪化、被害者の立証責任の軽減、関連の専門家の研修等、詳細な勧告が行なわれた。

14. 委員会は、刑法177条の強かん（強姦）の定義が男女間の現実の性交渉しかカバーしておらず、攻撃に対する被害者の抵抗が要件とされていること、強かん及びその他の性犯罪が、被害者が13歳未満である場合を除き被害者の告訴なしには訴追できないこ

とに、懸念を持って留意する。委員会は、また、性暴力加害者がしばしば公正な処罰を免れたり軽い刑に処されたりすること、裁判官がしばしば被害者の過去の性的経歴に不適切に焦点を当て、被害者に攻撃に対して抵抗したことの証拠を提出するよう求めること、改正受刑者処遇法及び警察庁の被害者保護のための指針の監督と施行が非実効的であり、性暴力について専門的な訓練を受けた医師と看護師が、そのような訓練を提供するNGOに対するサポートとともに欠如していることにも、懸念を有する(規約3条、7条及び26条)。

締約国は、刑法177条の強かんの定義の範囲を拡大して、近親相かん、現実の性交渉以外の性的虐待が男性に対する強かんと共に重大な刑事犯罪であると考えられるように確保し、攻撃に対して抵抗したことを立証しなければならないという被害者の負担を取り除き、強かん及びその他の性暴力犯罪を職権で訴追すべきである。締約国はまた、裁判官、検察官、警察官及び刑務官に対する、性暴力についてのジェンダーに配慮した義務的研修を導入すべきである。

この間の取り組みについて一定の評価を受けたドメスティック・バイオレンスについても同様である。とりわけ、外国人の被害者への支援強化、ドメスティック・バイオレンスの結果としてシングルマザーになった女性を対象とした育児手当の増額等も勧告されていることが、注目される。

15. 委員会は、ドメスティック・バイオレンスの加害者に対する量刑が報告によると軽いとされていること、保護命令違反者の逮捕が、度重なる違反のある場合または警告を無視した場合にのみなされることを

懸念する。委員会は、また、ドメスティック・バイオレンス被害者に対する長期的な支援が欠如していること、外国人であるドメスティック・バイオレンス被害者に対する在留資格付与の遅れが、安定した雇用に応募し社会保障給付へアクセスすることを事実上排除していることに、懸念を有する(規約3条、7条、26条及び2条(3))。

締約国は、ドメスティック・バイオレンス加害者に対する量刑政策を見直し、保護命令違反者を勾留して訴追し、ドメスティック・バイオレンス被害者に対する損害賠償額とシングルマザーに対する育児手当を増大させ、損害賠償と子どもの扶養に対する裁判所の命令を執行し、長期的なリハビリプログラムやリハビリ施設を、国民でない者を含む特別な必要のある被害者に対する援助と同様に、強化すべきである。人身売買についても次のような懸念表明・勧告が行なわれた。

23. 委員会は、締約国へ及び締約国を経由して人身取引される者の(推定)人数について統計的なデータがないこと、人身取引関連犯罪の加害者に対する懲役刑の数が少ないこと、公的または民間のシェルターで保護される人身取引被害者の数が減少していること、通訳サービス、医療、カウンセリング、未払賃金や損害賠償を請求するための法的支援やリハビリのための長期的な支援を含む被害者への包括的な支援が欠けていること、さらに、在留特別許可が加害者を有罪とするために必要な期間しか与えられず、かつ、すべての被害者には付与されないことに懸念を有する(規約8条)。

締約国は、人身取引被害者を見つけ出すための努力を強化し、締約国の領域内への

または領域を経由しての人身取引のデータを体系的に収集することを確保し、人身取引関連犯罪の加害者に対する量刑政策を見直し、被害者に保護を提供する民間シェルターを支援し、通訳、医療、カウンセリング、未払い賃金や損害賠償を請求するための法的支援、リハビリの長期的支援、すべての人身取引被害者の法的地位の安定化を確保することによって被害者支援を強化すべきである。

問われる歴史教育のあり方

最後に、歴史教育のあり方についてもあらためて問い直されたことを強調しておきたい。

この点については、社会権規約委員会（2001年）からも、「学校教科書その他の教材において、諸問題が、規約第13条1項、委員会の一般的意見第13号および子どもの権利に関する委員会の一般的意見第1号に掲げられた教育の目的および目標を反映した公正なかつバランスのとれた方法で提示されることを確保する」よう勧告されていた（パラ59）。

また、子どもの権利委員会（2004年）からも、「審査〔教科書検定〕手続の存在にも関わらず、一部の歴史教科書が不完全または一面的であること」について懸念を表明され（パラ49(f)）、教科書でバランスのとれた見方が提示されることを確保するため、教科書の審査手続を強化すること」（パラ50(e)）を勧告されている（なおこの勧告は、現行の教科書検定制度を無条件に是としたものではなく、同制度のあり方そのものの再検討も求めたものとして理解されるべきである）。

自由権規約委員会による今回の勧告では、「従軍慰安婦」問題やアイヌ民族・琉球民族の権利保障との関連で、より具体的な指摘が行なわれ

る結果となった。まず「従軍慰安婦」問題については、いわゆる歴史修正主義との関連で、次のような厳しい指摘が行なわれている。

22. 委員会は、政府が依然として第二次世界大戦中の「慰安婦」制度に対する責任を受け入れていないこと、加害者が訴追されていないこと、被害者に提供された賠償が公的基金ではなく民間の募金によって賄われており、かつ、その額が十分でないこと、「慰安婦」問題について言及した歴史教科書がほとんどないこと、一部の政治家やマスメディアが被害者の尊厳を損ない、あるいは、当該事実を否定し続けていることに、懸念を持って留意する（規約7条及び8条）。

締約国は、その法的責任を受け入れ、被害者の大多数に受け入れられるようなやり方で「慰安婦」制度について留保なく謝罪し、被害者の尊厳を回復し、生存中の加害者を訴追し、すべての生存被害者に対し権利の問題として十分な賠償を行うための速やかで実効的な立法的・行政的措置をとり、この問題について学生及び一般大衆を教育し、被害者の尊厳を損なったりこの事実を否定したりするいかなる企てに対しても反駁し制裁を与えるべきである。

また、アイヌ民族と琉球（沖縄）民族については、その先住民族性を前提としたうえで、その文化や歴史を一般の子どもたちにもきちんと教えることが求められている。

32. 委員会は、アイヌ民族及び琉球民族を特別な権利や保護を受ける資格がある先住民として締約国が公式に認めないことに、懸念を持って留意する（規約27条）。

締約国は、アイヌ民族と琉球民族を国内法で先住民と明確に認め、彼らの継承文化

や伝統的生活様式を保護、保存及び促進する特別な措置を講じ、彼らの土地についての権利を認めるべきである。締約国はまた、アイヌ民族や琉球民族の子ども達に彼らの言語によってあるいは彼らの言語について、また彼らの文化について教育を受ける適切な機会を提供し、正規の教育課程にアイヌ民族と琉球民族の文化と歴史の教育を組み込むべきである。

以上の勧告を含む自由権規約委員会の指摘を誠実に受けとめ、いっそうの人権保障を進めていくことが必要である。

【資料】自由権規約委員会の総括所見で指摘された項目

(〔 〕内の数字は総括所見のパラグラフ内容)

B. 肯定的側面

- * 男女共同参画推進のための取り組み〔3〕
- * ドメスティック・バイオレンスや人身売買に関する取り組み〔4〕
- * 国際刑事裁判所ローマ規程への加入〔5〕

C. 主要な懸念事項と勧告

- * これまでの勧告のさらなる実施〔6〕
- * 裁判官・検察官・弁護士を対象とした、規約に関する教育および情報提供〔7〕
- * 個人通報制度を定めた第1選択議定書の批准〔8〕
- * 独立した国内人権機関の設置〔9〕
- * 「公共の福祉」概念の明確化〔10〕
- * 民法における女性差別の解消〔11〕
- * 女性の政治参加の推進〔12〕
- * 職場における女性差別の解消〔13〕
- * 性暴力からの保護の強化〔14〕
- * ドメスティック・バイオレンス対策の強化〔15〕
- * 死刑制度の運用改善および死刑廃止の検討

〔16・17〕

- * 代用監獄の廃止を含む、被疑者の権利保障の改善〔18・19〕
- * 被拘禁者の処遇の監視体制の強化〔20〕
- * 死刑確定者その他の受刑者の処遇の改善〔21〕
- * 「従軍慰安婦」問題への対応〔22〕
- * 人身売買被害者への支援の強化〔23〕
- * 外国人研修生・実習生の権利保障〔24〕
- * 難民および庇護希望者の保護の強化〔25〕
- * 政治活動その他の表現の自由に対する不合理な制限の撤廃〔26〕
- * 性的同意年齢の引き上げ〔27〕
- * 婚外子差別の解消〔28〕
- * 性的マイノリティに対する差別の解消〔29〕
- * 外国人無年金問題の解消〔30〕
- * 朝鮮学校への財政的支援および朝鮮学校卒業生の大学受験資格の承認〔31〕
- * アイヌ民族と琉球民族に対するマイノリティとしての権利の保障〔32〕
- * 総括所見のフォローアップと第6回報告書の提出期限（2011年10月29日）〔33〕
- * 死刑問題および被疑者等の権利保障に関するフォローアップ情報の提供〔34〕

第8回子どもの権利条例東京市民フォーラムの集い 次世代育成支援・後期計画と子ども条例 ～連載①／全3回～

子どもの権利条例東京市民フォーラム事務局 加藤千鶴子

第8回子どもの権利条例東京市民フォーラムの集いが2008年10月4日、東洋大学白山校舎を会場に開催されました。まず、子どもの権利条例東京市民フォーラム代表の喜多明人さんから、集会のテーマと獲得目標が提示され、参加型の集会としようという挨拶があり集いがスタートしました。

SESSION - 1では、子ども条例を整備している調布市、世田谷区の参加を得て、それぞれの子ども条例の成立経過や内容、自治体の次世代育成支援行動計画の策定に条例が果たした役割、後期計画に向ける視点などを聞きました。続くSESSION - 2では、子ども支援の総合化を後期計画にどのように盛り込んでいくかに焦点をあて、森田明美さん(子どもの権利条例東京市民フォーラム事務局長／東洋大学教授)の問題提起を受けるかたちで、会場とのフリーディスカッションを含め議論を深めました。さらにSESSION - 3特別報告では、子どもシェルターを運営する「カリヨン子どもセンター」の現在について報告を受けました。



■ SESSION - 1

次世代育成支援・後期計画と子ども条例 ＝ 調布市子ども条例、

世田谷区子ども条例の取り組みから ＝

●後期計画に求められる、子ども支援の総合化

提案／喜多明人さん(子どもの権利条例東京市民フォーラム代表／早稲田大学教授)

準備期間を入れるとほぼ10年の活動となった「子どもの権利条例東京市民フォーラム」。私たちフォーラムの名称に「東京」という文言があるのは、子どもの権利条例制度化の促進や具体的に子どもの権利をどう実現していくか、市民、自治体関係者や研究者も一緒に考え、東京を発信源に全国に波及できるような動きをつくっていかうと考えるからです。

第8回となった今日の集いは、子ども条例を整備している調布市、世田谷区の参加を得て、自治体や地域で行なわれてきた子どもの権利施策、子ども支援の活動を次世代育成支援・後期計画にどのように生かしていくかを獲得目標としました。後期計画には、子育て支援とともに、子どもの権利実現を組み込んでいくことが最も重要であると私たちは考えています。キーワードは「子ども支援」であり、「子ども支援の総合化」を実施しなさいということ。支援という言葉はすでに福祉、教育分野などで多様に使われているが(特別支援教育など)、子ども支援という理念には、①あくまでも子どものエンパ

ワメントが目的である(子ども自身が元気になっていく)、②イニシアチブの転換であり、主導権をおとなが握るのではなく、子どもの側に主導権を渡すということではいけません。後期計画が



「子ども主権で施策を見直す」機会になってほしいし、そして、支援はゴールではなく、おとなも子どもも互いに支えあえるような地域社会をつくっていくこと、それが支援の最終目標です。後期計画の策定が、この「子どもとおとなのパートナーシップ」という認識を大切にしながら考慮されることを期待したいと思います。

【次世代育成支援地域行動計画・後期計画】日本の急速な少子化の進行などをふまえ2003年7月、国が制定した「次世代育成支援対策推進法」は、次世代育成支援に関する取り組みを集中して行うために、すべての地方自治体(都道府県、区市町村)および事業主(従業員300人を超す企業)に行動計画の策定と実施を求めた。2005年から10年間を行動計画の実施期間とし、さらに5年間を一期として見直すよう求めている。09年度中には見直しが行われることから、現在、そのための基礎調査が各自治体で始まっている。

●調布市子ども条例と次世代育成支援地域行動計画報告／大島振一郎さん(調布市児童青少年課長)

——2005年に制定された「調布市子ども条例」。施策の方向を決定づける法的根拠としてある子ども条例と推進計画である次世代育成支援地域行動計画、両者の策定に関わり、実施に向けてこられた大島振一郎さんに聞きました。

1. 子ども条例策定にいたる背景

調布市の人口は20万人。26市の中では世田谷区など区部に近接する地形に位置し、年齢区分は、年少人口(15歳未満)と生産年齢人口(15～65歳未満)で約7割(08年度)。合計特殊出生率は、06年度1.03で、都市部に近くなるほど数値が低くなっている実態を当市でも示しています(1.32全国平均)。今の人口を維持するためには2.07(人口置換水準)が必要であり少子化の進行は如実であり、調布市の年齢構造から、成人して一たんは調布市を離れるものの、子育ては調布市でという人口動態が見受けられると思っています。

「子ども条例」を策定するに至った背景の一つに01年6月8日に起こった池田小事件があり、このことも大きな要因となったのも事実です。子どもがいちばん守られるはずの学校が事件の現場であったことは、自治体職員にとって大変ショックな出来事でした。子どもの安心・安全が問題視されたこうした社会背景をふまえて、調布市でもなんとか子どもを守るしくみをつくろう、そういう機運が高まってきました。次の世代を担う子どもたちがすこやかに育まれるように、調布市で安心して子どもを産み育てられるように、子どもを支え、子育てを支える条例をつくっていこうと動き出したのです。この頃には、子どもに係わる政策を専門に進めていく必要性が求められることから、福祉部から子ども施策を独立させた「子ども生活部」を設置(01年度)するに至っています。

あわせて、市の基本計画推進プロジェクトの中で子ども施策体系の確立を設定、ここでの議論で「子ども条例の整備」を大きく取り上げたことが発端です。子どもを取り巻く環境の変化や、国が批准している「子どもの権利条約」、

その規定を法的に遵守する必要性からも子ども条例が必要であり、こうしたことを地域社会に働きかけながら、市民の声を反映させながらつくっていかうという合意を高めていきました。

2. 策定過程における子ども・市民参加

02年度に子ども条例策定を計画化。最高計画である市の基本計画、福祉分野の計画を巻き込みながら、子ども条例を総合的な市の子どもの施策の指針にしようと、子ども・子育て支援の方向、子ども虐待の防止などについて議論を重ねました。03～04年度は、まず庁内の子ども関係部署で、これからどう具体化するかの協議を開始。市民参加のあり方、準備委員会の設置イメージ、子どもの意見聴取をどのように進めていくかなどを協議し、「子育て支援に関する調査」や「中高校生の生活意識に関する調査」などを実施しました。

準備委員会を設置したのが04年。委員20人、うち市民公募委員5人。委員会では、子ども条例を考える前にまず子どもの意見を聞きたいと、「条例をつくります」という主旨のパンフレットを小中高生、市民に配布、周知。同時に、市には料金後納はがきによって直接市民が市長に提案を届けるシステムがあるので、その子どもバージョンをつくり、子ども自身が市長に提案できるように工夫しました。

子ども参加では、子どもを呼び寄せるのではなく、職員が子どものところへ出かける方法を取り、意見交換の場を複数回持ちました。市内にある都立高校(3校合同)にも出かけ、直接子どもたちと意見を交換。最初1時間くらいはウォーミングアップとしていろんな話をし、誘導するのではない場づくりを心がけ、謙虚に子どもの意見を引き出す場になったものと思っています。最近の子どもは困ったものといった声

もあるが、私が感じたのは、彼らはとてもいろいろなことを考えているということ。印象的だったのは、目標になるおとなが近くにいない、仕事を明るく楽しくやっているいろいろなおとなが身近にいれば、「ああ、こういう人になりたい」「あんな仕事がしたい」といった目標も持てるかもしれないが、そういう人に接する場がない、という高校生の意見や、小中高校生に共通していたのがおとなのマナー違反の話でした。これらは一例ですが、多岐にわたる子どもの意見を取りまとめ、条例制定準備委員会に提示。具体的な意見は行動計画の中にも取り入れていくこととしました。

市民意見の反映では、特に条例の制定の経緯などについて説明を求められる活動団体が多くあり、要請に応じて積極的に出向きました。なかには、国連子どもの権利委員会による日本政府報告検証の場に、ジュネーブまで傍聴に行かれている方などもいて、中味の濃い議論をさせていただくようなことも。

条例の施行は05年4月1日。条例案をつくりあげたのはもう少し前であることから、次に報告する次世代育成支援計画策定の動きとあわせて交互に事務を進めることになりました。自治体が大きなプロジェクトを立ち上げるときは、体制を整えて進めることもあります。当時は係長の私と3人の職員という4人体制で事務整理をしながら進めるといった状況。当時は、条例や次世代育成が頭の中を取り巻き、寝てもさめても調布の子どもたち、といった状態だったと記憶している。

3. 調布市子ども条例の構造

成立した子ども条例は、6章22条で構成しており、目的では、子どもや子育て家庭への施策の方向性を示す、子どもの権利や虐待防止へ

の確立を図ることとしていて、市の子ども施策に関わるいちばん大きな指針であるとしています。理念は、子ども自身が自分らしくすくすくと育つ地域づくりであり、そのための施策を展開することとしました。

子ども条例も自治体によっていろいろな表記がありますが、調布市では、子ども支援策の総合的な展開が図れるようにしよう、子どもを地域で育てていけるようにしよう、子育て家庭への支援を決意しようということで、これらを実施するための基盤としての条例を意識したものとなっています。

4. 子ども条例と次世代育成支援計画

併せて進めることになったのが、次世代育成支援地域行動計画の策定です。調布市では当初、国の流れを受けて調布市版エンゼルプランを05年度につくる方針を持っていましたが、実際には03年度に次世代育成法が成立。当初計画を前倒しして04年度に次世代育成支援地域行動計画を策定、05年度から実施という流れになりました。これを「調布っ子すこやかプラン」と命名。子ども条例との関係では、条例は市の子ども総合計画の根幹をなすものとの位置付けでつくられていくことから、子ども条例に基づいた次世代育成支援地域行動計画をつくりましょう、ということに当然なります。

調布っ子すこやかプランの策定は13人の委員により検討委員会を構成し、市民意見を聴取しながらスクールカウンセラーも含めたメンバーの中で議論。調布市では昨年度ベースで835事業を展開していますが、当時も800を超える事業があり、うち子どもに係わる事業は250事業ほどでした。組織的には50課110係が設置されており、それぞれの係長に子どもに関する事業についてのヒアリングを行い、それ

をまとめ検討委員会に提出。現状に対して条例と次世代育成の流れの中でどうしていけばよいか、議論を進めてもらいました。調布っ子すこやかプランは、子ども条例の指針、理念を実現するための計画とすることを意識して（母子家庭への支援、待機児童への対応、子育て家庭への支援も包括的に具体的な施策を盛り組むことや子ども・中高生意見を含む市民意見の反映など）、策定しました。

5. 「調布っ子すこやかプラン」の理念と目標

調布っ子すこやかプランを一言でいえば、子ども条例の目標と理念の実現に向けた具体的な施策・事業を実施するための計画です。調布市では、条例の前文を引用して基本理念とし、整合を図りました。学校や地域を巻き込んでいく計画や事業にしていけないと結局は支援には繋がらないことから、地域や学校で支える子どもの育ち、子育て家庭への支援といったことをコンセプトとしました。

計画のつくり方では、7つの大きな分類を柱として、市で展開している施策体系から事業を組み替えてプランを作成。条例との関係を明確にするために、たとえば、「相談・救済の情報の提供は、条例の第10条に基づいて進めていく」などが明確にわかるように構成しました。その方向性においても、子ども、中高生、子育て家庭から関連するこのような意見がありましたよ、ということもわかるようにし、その上で、したがってこの事業が必要でありこれを展開していく、としたのが、市の次世代育成支援地域計画・調布っ子すこやかプランと子ども条例との関係になっています。実際には、年齢の横軸に合わせたものを計画の中味としてつくり実施するかたちをとり、その根底を担うものになる「社会環境の整備」と表記。推進体制を明確に

してきたというのが特徴といえます。

子どもと子育て家庭の支援というのは、単に行政サービスをいきわたらせればよいというものではなくて、地域でどのように子どもを見守っていこうか、そこがポイントとなると思っています。子ども条例を制定したときも、条例の本質でいえば、通常は主に市民に向けて制定するものですが、まず、なにより市内で普及させたい。子ども施策の格上げをどうしても実現したい。そのように私自身強く思いながら策定にあたりました。そのことから、たとえば新人職員の研修のときも、まず調布市には子ども条例がある、これに基づいて仕事をしてもらいたいということをしっかり理解してもらうよう周知してきました。どの部署に配置されたとしても、子ども条例に基づいてということが浸透するようにという思いからなのです。

6. 次世代育成支援・後期計画の策定に向けて

前期計画を見直し後期の議論をする時期にあります。そもそも国が03年に法を成立して以降、各自治体担当者が非常に困ったのは、計画を理念に反映するための議論をどう進め、実現するための予算をどう獲得していくかということだと思います。既に施策を進める計画があって、次世代育成法に基づく計画とは実施時期がずれるといったことが各区市で起こってくる。予算確保が困難になる。調布市も同様で、すでに前倒しで計画しているものもあって、それに上乗せするような計画のつくり方になったことから、すこやかプランに新規事業を盛り込みたいと思っても予算の調整がつかない。そういうジレンマもありました。

各区市の前期計画を見ると様々なつくり方をしていることがわかります。当時は、国から東京都を経て区市町村がつくるという流れ。その

区市の担当部署の想いが強く示されていると見受けられる計画もなかにはあります。そのことから、今度の後期計画がとて注目されると思っていますし、区市ごとの子ども施策の課題や想いが、より反映される計画になっていくのは後期計画であろうと思っています。

全国で11番目の制定となった調布市子ども条例ですが、まず内部改革を！ということを経験してきました。また当時、子どもたちから寄せられた、身近なおとなから将来像を見出せないという意見には期するところがあって、いろいろな仕事や活動を体験したいという素直な発意を大切に、たとえば保育園や児童館などで積極的に中学生を受け入れるよう働きかけてきましたし、そこで子ども担当職員が子どもの想いや提案を直接聞くということもしてきました。子どもの権利とか子ども支援とかは、すぐに後退しかねないし、年間で30回以上はそうしたことを行なっています。

——今日、子ども(の権利)条例が各地でつくられています。その背景には必ず心血を注がれた関係者がいる。調布市では大島さんがそのお一人であろうし、当初から現在に至るまで条例の策定、周知、実施をライフワークと定め取り組まれてきたことがわかり、学ぶところの多い報告でした。次回は、都内で初めて制定された子ども条例を法的根拠に、周産期を含む子育て・子育て支援を次世代育成支援行動計画に盛り込んだ世田谷区を事例に報告します。



地方自治体と子ども施策 全国自治体シンポジウム 2008 in 世田谷 報告

「子ども支援の総合化」

～次世代育成支援後期行動計画策定に向けて～

東洋大学大学院 新山恵里子

「地方自治体と子ども施策」全国自治体シンポジウムは、子どものオンブズパーソン制度を立ち上げた川西市を皮切りに、川崎市、多治見市、市川市、志免町、高浜市と子ども支援に先駆的に取り組む自治体において開催されてきた。第7回を迎える今回の開催地には、東京都の中でも多くの子育て世帯を抱える世田谷区が選定された。

次世代育成支援前期行動計画の見直しに着手し始めた今、自治体における子ども施策の具体化・実践化に関する評価・検証は、今後の子ども支援の進退を左右するターニングポイントであると言える。そこで今回は、自治体独自の子どもの権利条例づくりや子ども支援の具体化・実践化を意識し、大会テーマとして「子ども支援の総合化」を設定し、2008年10月30日に全大会を、31日に分科会を行った。本稿では、1日目の全大会について報告する。

1. オープニングセレモニー

オープニングセレモニーは、コーディネーターである森田明美氏（東洋大学）の進行のもと開会された。はじめに、世田谷区区長である熊本哲之氏からご挨拶を頂戴した。熊本氏は、官民を越えて福祉、教育、保健、医療、相談、町づくりなど多くの分野が総合的な視点に立ち、互いに自治体における実践を学ぶ場としてのシンポジウムの役割・意義に期待を寄せており、世田谷区における次世代支援後期計画策定

にその学びを活かしたいと抱負を述べた。

次に、森田氏から「子ども支援の総合化」についてお話をいただいた。森田氏は、自らのフィールドワークや自治体調査から見えた子どもの育ちに必要な支援として、7つの事柄を挙げた。

- (1) 多問題家族への支援
- (2) 要支援者に対するサービス供給方法
- (3) 支援者の質の向上
- (4) 子どもの発達・成長に応じた支援
- (5) 子育て家庭の発達・成長に応じた課題達成型の支援
- (6) ライフプランモデルによる家族・個人の生き方のイメージづくり
- (7) 多様な立場にある支援者相互のコラボレーション

さらに、少子化対策の打開策としての子育て支援の推進の陰に隠れ、子ども支援がその存在意義を失いかけていることを指摘し、子ども支援の具体的・実践的な展開に必要な自治体施策の視点を5つ提示した。

- (1) 子どもが主体的に子ども期を過ごせる地域生活
- (2) 自己肯定感の形成—信頼関係の構築
- (3) 子どもとおとなのパートナーシップ
- (4) 地域における子ども参加
- (5) 子ども支援者間の共通認識の構築、情報共有等による支援の質の向上

最後に、森田氏は、子どもの実生活の場であ

る地域を中心に身近な支援者と子どもとの関わり・接点に着目した支援を展開するため、特に自治体施策において「総合化」を推進していくことが重要であると指摘した。

2. シンポジストによる報告

ここでは、世田谷区、江戸川区、豊田市における子ども支援に関した取り組みについて報告をうけた。

(1)乳幼児期からの子ども支援の総合化

(世田谷区子育て支援課・藤野智子氏)

世田谷区は、「子どもは地域の宝」という認識のもと、「東京で一番子育てしやすいまち世田谷」を目指して子ども支援に取り組む自治体である。具体的には、平成13年12月に東京都23区で初の子ども条例制定を実現させた。また、平成14年以降、乳幼児人口及び出生率が増加しており、総人口、総世帯数ともに23区中最多となっている(平成20年9月1日現在)。このような大規模な自治体である世田谷区における子ども支援の取り組みの視点は大きく5つである。

- ・子育て支援の早期化と予防型施策への転換
- ・すべての子育て家庭に対する支援の拡充
- ・児童虐待防止に向けた取り組み
- ・配慮を要する子ども支援の仕組みづくり
- ・子どもの成長に応じた自立支援の充実

これらの視点に基づき具体化・実践化された取り組みは、子育て支援と子ども支援に大別できる。

はじめに、子育て支援については、目的別に相談、情報提供、ネットワーク・仲間づくり、子育て支援サービス事業、虐待対策に分けられる。

①相談

- ・子ども家庭総合相談

…区内を5つの総合支所に分け、子ども家庭を対象に総合相談窓口である。基本的にワンストップサービスを意識し、サービス提供と専門機関へつなぐ役割を担う。また、生活支援課等と連携を図っており、個別ケースに対応できるチームもつくっている。

・世田谷子育てテレホン

…平日の夜間・土日祝日でも相談できる子育てに関する電話相談サービスである。

②情報提供

- ・子育て情報誌「せたがやこそだてコンパス」

…妊娠届申請時あるいは転入時に行政側から配布する世田谷区の子育て情報誌である。多様な子育てサービスを提供する世田谷区においては、わかりやすいサービス利用の手引きとして提供されている。

- ・子ども子育て総合センター機関紙「せたがやの子育て」

…子育て家庭の生活に馴染みのあるテーマ、具体的には健康・安全・遊びなどの情報と子育て環境の案内の提供を目的とした子育て家庭の生活に根ざした情報誌である。発行は、年3回程である。配布場所は、私立・公立問わず保育所や幼稚園、児童館などより多くの子育て家庭へ届くよう工夫されている。

③ネットワーク・仲間づくり

- ・子育てメッセ

…子育て家庭が集える機会を提供する仕組みである。その役割として、地域に点在する子育てサークルなどの市民活動同士をつなげ、市民活動の子育て家庭に対する支援力を向上させることが挙げられる。

④子育て支援サービス事業

- ・子育てステーション

…利便性の高い駅前を利用した多機能型子育て支援拠点施設であり、遊び、相談、預かり、保

育という4つの機能を備えている。現在、成城学園前駅と三軒茶屋駅近くの昭和女子大学に設置されている。

・おでかけ広場事業

…区内25ヵ所の児童館を利用した親子の集いの場であり、子育て相談・子育て情報提供も実施している。

・ほっとステイ（一時預かり）

…理由を問わず子どもを短時間預かり仕組みである。利用するには事前登録し、利用予約をする必要がある。現在、単独事業というよりは、子育てステーションの機能のひとつとして拡充されている。

・子ども基金

…地域の共助による子育て家庭のバックアップを目的に開設された10年間時限付き単発事業である。

・子育てカレッジ

…多様な子育て支援サービスを展開する世田谷区にとって、各活動や事業運営の継続性・安定性の確保は重要課題1つであったため、子育てに関わる人材の育成によって家庭・地域の子育て力の向上を目的につくられた仕組みである。

⑤虐待対策

・子育てセーフティネット

…全国で初めて一次予防から三次予防と段階を設定し、予防、早期発見・早期対応、再発防止に対応した総合的な児童虐待対策の仕組みである。具体的には、虐待を受けた子どもやその家族が地域で生活し続けられる支援として学生ボランティア派遣や子どもオープングループなどを実施している。また、行政側の虐待対応機能の強化として、全区協議会と5地域の支所ごとに地域協議会のもとに実務者担当レベルのテーマ別部会と進行管理部会を設けており、多くの支援者、機関との情報共有を通じた実質的・具

体的な話し合いの場づくりを目指している。

他方、子ども支援では、子ども・青少年相談による相談事業の強化、発達障害児支援推進体制の構築、プレイパーク事業、国の放課後子どもプラン推進事業のモデルとなった新BOP事業に取り組まれている。現在、新たに都内で初の発達障害児専門施設（仮名称：発達・発育センター）の整備に着手しており、健康づくり課の保健師主導のもとで母子保健を切り口にした障害の早期発見・早期対応、発達障害児の成長・発達に応じた保健福祉課による個別的継続支援、生活支援課による虐待と発達障害が関連する問題に対して個別支援体制のコーディネートを実施するなど行政側の支援体制の強化が図られている。

最後に、藤野氏は、次世代育成支援後期行動計画の策定に関連し、市民や子育てに関わる人びとへ向けて、子どもの健やかな育ちにとっていかに子育て支援が重要であるかをアピールできる計画づくりに取り組みたいとまとめた。

(2)すくすくスクール事業について

～放課後子どもプランの実践をとおして～

（江戸川区教育委員会・後藤隆氏）

江戸川区は、市民の平均年齢が41歳と23区の中で一番若く、子育て世代の人口増加が著しい自治体である。その為、子育て支援や学童クラブに対する関心、ニーズも高まっている。近年、江戸川区の子育て支援は、手当の給付から直接子どもたちへ関わる支援に力を入れた施策づくりへと移行しており、支援体制も行政と民間・市民との協働を意識した仕組みづくりに重点が置かれるようになった。具体的には、中学2年生から高校3年生を対象に実施する2週間の海外体験事業である「青少年の翼」や、中学2年生を対象にした5日間の職業体験事業であ

る「チェンジ・ザ・ドリーム」、そして市民ボランティアなどの地域力を生かした「保育ママ事業」が実施されている。後藤氏は、江戸川区における子ども支援の基本的な考えとして、子どもたちが集団で遊ぶこともできない、大人との信頼関係をつくりにくい環境を背景として指摘し、地域における子どもの生活の場をおとなが見守り、地域全体で子どもを育てるという子どもの成長に合った切れ目ない支援の必要性を述べた。

今回の報告テーマであるすくすくスクール事業は、前述した江戸川区の地域特性の変化に伴う「子どもが安全・安心に生活できる場の確保」という課題に対する打開策として考えられた。実施場所は、学校という区民の共有財産であり、対象は、区内在住の小学生であって親の就労の有無に関係なく利用できる仕組みになっている。従来、文部科学省が管轄する「放課後こども教室推進事業」と厚生労働省が管轄の「放課後児童健全育成事業」の両方を実施していたが、すくすくスクール事業では、両事業を一本化し、自由な遊び・学びの場として自己責任で利用する一般登録と放課後留守になる家庭の児童をお預かりする学童クラブ登録という登録区分のみで、子どもたちは同一の放課後生活の場を共有し過ごせる環境を整備した。運営体制は、クラブマネージャー（校長・地域代表のボランティア）、サブマネージャー（保育士・教員などの専門的な子ども支援者であり、区の専門職員）、プレイングマネージャー、（子どもの補助・見守りを行う区の臨時職員）、サポートセンター（地域教育の発信の場として、PTA・自治会・地域ボランティアがかかわる支援組織）の4種類のスタッフで構成される。現在、登録児童数は、約25,000人であり、区の児童数の6割となっている。当初、学校におけるすくすくスクール

の実施に対して、学校側から不安の声があがったが、責任の所在やすくすくスクールの立ち位置について何度も話し合いの機会を設けた結果、学校と行政、すくすくスクールの支援者という三者間で情報共有がスムーズに行われようになっている。また、各学校で特色あるイベントづくりが行われており、文化活動を通じて地域交流が積極的に取り入れられている。後藤氏は、すくすくスクールにおける地域交流は、多くの人々との出会いの場、交流の場であり、放課後の活動における限られた機会を子どもたちの生活の場に広げる取り組みであると位置付け、地域における子どもの育ちサポーターを増やす試みでもあると述べた。

最後に、今後の抱負として、学校・家庭・地域が一体となって子どもの育ちを支えることをすくすくスクールの意義として位置付け、活動を通して誰しも安全・安心できるまちづくりへつなげていきたいと締めくくった。

(3)子ども支援の総合～計画から条例～

（豊田市次世代育成課・青木正道氏）

豊田市は、平成17年の市町村合併に伴い市域が拡大し、出生率及び出生数が増加している自治体である。近年、積極的に子ども条例の策定やその具体化へ取り組んでいる。具体的には、平成17年に策定した次世代育成支援行動計画の重点事業として子ども条例の制定を位置づけ、平成19年10月に「豊田市子ども条例」を制定した。この条例制定過程では、4つの視点が重視された。

- ・子どもの視点から、子育て環境の改善を目指す。
- ・親の視点から、子育て支援を子育ての社会化することで実施する
- ・地域社会の視点から、子どもの権利に対する

社会認識を促進することを目指す。

- ・行政施策立案の視点から、法的拘束力をもった子ども支援の展開に着手する。

これらの視点を踏まえて、条例では、6つの項目で子ども支援を位置づけ、実施に取り組んでいる。それは以下のとおりである。

①子どもの意見表明・参加の推進

市政に対する意見交換の場である子ども会議、おとなと子どものパートナーシップによる地域づくりへの参画の場である地域子ども会議等を設置している。現在、子ども会議の子ども委員は44名であり、サポーターにおとな8名がついている。また、地域子ども会議は、26区約470名の中学生の参加により支えられている。

②子育て家庭への支援

すべての子育て家庭に対する一律の支援ではなく、子育て家庭の個々の事情に合った真に必要な支援を提供する必要性を意識し、幼保の一体的運用と子育てに対する経済的サポートも行う。

③子どもの権利の周知と学習支援

学校教育・社会教育のなかで子ども自身やおとなに対して子どもの権利学習支援を実施する。具体的には、学習プログラムの策定・実施(学校の授業形式、ワークショップ形式にて)、絵本や漫画の作成が挙げられる。

④子どもの権利侵害の監視体制整備

子どもが自分から相談しやすい環境整備として、行政の縦割り組織を横断的な体制へシフトし、独立性・第三者性をもった子どもの権利擁護委員の設置、子どもの権利相談室(とよだ子どもスマイルダイヤル)の設置を行う。

⑤子どもの居場所づくりの推進

利用対象者を地域のすべての子どもとし、自治区単位で地域住民によるボランティア組織が

中心となって町内会館や公民館などを利用した放課後の子どもの見守り・居場所づくり事業である。現在5地区にて実施されており、今後子ども自身も運営に携わっていけるような体制づくりを検討している。

⑥子どもの影響評価

子ども施策の実施状況を検証する仕組みとして子どもにやさしいまちづくり推進委員会を設置しており、現在は子ども施策の専門的な意見交換を中心に活動が実施されている。今後、子ども委員を含めて子ども総合計画のチャックアンドアクションの検証体制を整備する方針である。

青木氏は、今後の行政の取り組みとして、行政組織の総合化、職員に対する支援(コーディネーター力のある職員の育成)、市民が主体となって子ども支援に関われる支援を中心に据えて、今後さらなる子ども支援を推進していきたいと述べた。

3. 質疑応答

質疑応答では、各シンポジストに対して自治体独自の事業の立ち上げの経緯やより具体的な内容について質問があった。

はじめに、質問が集中した江戸川区が応えた。質問内容は、「教育委員会・首長部局、学校との連携をどのように図ったか」であった。後藤氏は、大きく2つの事柄を示して説明を行った。

1つ目は、すすくすくスクール事業の実施場所を「学校」とした点である。学校の所管は、教育委員会であり、学校側に対する働きかけを円滑に進めるためには、所管課が主導することが自然であったこと、事業を共管する子ども家庭部とも共通認識形成できたことが挙げられる。また、学校の協力を得られることにより、地域に対する呼びかけもスムーズにいき、親や地域

住民の理解が得られやすくなったという点も理由の一つであった。

2つ目は、子どもたちの目線である。後藤氏は、子どもとの関わりが親の労働環境によって放課後の過ごし方が違うことで、子ども同士の関係などが学校生活とは切り分けられてしまう状況は不自然なのではないかという疑問がすすくスクール事業の実現に着手するきっかけの一つであったと述べ、固定的な職員や空間は、親にとっては安心な側面が強いけれども、子どもの成長・発達にとっては多くの人々との出会い、交流することこそ必要であると指摘した。さらに、子どもの最善の利益を子どもの視点に考えた結果、おとな同士連携・協力は必要不可欠なものとなり、具体的には、学校との責任の所在を明確化と協体制づくりを行い、学童保育関係者からの反対に対して丁寧に議論を重ねるなど子どもをお互いに見合い、みんなで育てるという意識を育まれたことで互いの立場を越えた合意形成を結ぶきっかけとなったと応えた。

次に、世田谷区が、子育て支援の補足説明を行った。まず、子育てステーションと子育て支援センターの違いについて、子育て支援事業を総合的に提供する子育てステーションに対し、相談から個別的ケアを含めた行政支所ごとの子育て支援の仕組みがセンターであると述べた。次に、学生ボランティア派遣事業について、学生ボランティアの資格を虐待に関する基礎的知識をもつ福祉、心理、医学分野で学ぶ者とし、今後フォローアップ研修を実施したいと前向きに語った。

さらに、条例を制定し間もない豊田市に対しては、条例にあえて「子どもの権利条例」と名称を付けなかった理由と子ども会議の子ども委員について質問があった。まず、青木氏は、条例名の由来について、子ども施策として子ども

の権利と子どもにやさしいまちづくりという2つ視点を重要視しているため、意識的に子どもへ対する総合的な支援の推進として条例を位置づける必要性があったことを挙げた。次に、子ども委員の公募方法と対象年齢について、学校長を通じて各学校へ公募のお願いをしており、特に年齢で対象制限はしていないと説明した。

4. 討議

コーディネーターである森田氏は、今回のシンポジウムのテーマである「子ども施策の総合化」に関連して、大きく2つの議題を設定した。それに対する、各自治体の考えは以下のようにまとめることができる。

(1) 「子ども支援の視点を次世代育成支援後期行動計画にどのように明確に入れ込んでいくか？」

●世田谷

…現段階では話し合いは行われていない。目標値を意識した計画づくりをすると子育て支援中心にならざるを得なくなる。しかし、子どもの視点から親支援を考えるとということ事業に盛り込み、ひとり親家庭の子どもへ対する教育支援等を議論していかなければならないと考えている。

●豊田市

…現在プランの評価・検証に入る段階である。後期計画については、子ども施策の総合化に向けて、子育てというよりは子育て・親育ちという視点を意識したものにし、地域での子どもの育ちを支えるというスタンスでつくる予定でいる。

(2) 「子ども支援への取り組みでどんな工夫していけばいいか？どんな取り組みがされているのか？」

●江戸川

…学校という場で支援を行うことは本来地域全体がやれていたことであって、「学校」という住民の共有の財産を借りて、誰しもの関わりやすい状況をつくることで、むしろ学校の地域化をしたいと考えている。地域に取り込まれた開かれた市民の集いの場としての学校となることで、子どもたちが安心してやることのできる場が地域全体に広がっていくという視点ですくすくスクール事業を行いたい。

●世田谷

…ひとり親家庭の子どもの育ちにとって学習支援の必要性は認識している。行政サイド実施できることをこれから検討し、計画に反映できるように取り組んでいきたい。シンポジウムを数回に分けて実施し、子ども支援者の意見、子ども自身の意見をきける機会をつくる予定でいる。意見を計画に反映できるかは、明言できないが実施できるようにしたいと考えている。

●豊田市

…今回、条例に基づいて設置した子ども会議は、始まって間もない為、大人サポーターやコーディネーターが意見を引き出せるよう取組みを行っており、今後の活動に期待している。条例制定過程では、子どもの意見を聞く機会を設け、「子どもにとって有害な環境」について意見交換を行った。多くの子どもから、「たばこ」という意見があり、環境たばこ煙や環境汚染物質などの健康に有害な物質に関する条項を条例に組み込んだ。おとな会議と子ども会議の結びつきを強め、議論を施策化へもっていけるようになることを期待している。

以上のシンポジストのコメントをうけて、森田氏は、自治体の計画づくりに関わる立場として、限られた予算の中で子ども施策を展開する上で、量的な整備、支援の質の向上について何

に力を入れていくかという点を、単に「安価」に上げる目的に終始することは避けたいと指摘した。

4. まとめ

森田氏は、自治体施策の総合化は、少子化と地方分権化の中で注目されている取り組みだが、子ども支援として展開することは並大抵のことではないと指摘し、次世代育成支援前期行動計画の評価・検証及び次世代育成支援後期計画の策定には、国連・子どもの権利条約とユニセフのイノチェンティ研究所が提示する「子どもにやさしいまちづくり」の2つの評価軸が有効であると述べた。さらに、その理由として、2つの子どもの権利保障にかかわる国際ルールを基準にした場合、自治体における子ども支援の求心力を保持と支援の質の保障といった子ども支援の最低基準が明確になるということを挙げた。

最後に、森田氏は、長時間に亘って報告及び質疑応答に参加されたシンポジストへ感謝の言葉を述べ、翌日の分科会をより具体的・実践的な議論の場にしたいと締めくくった。

近年、地方分権化の潮流のなかで行財政改革が実施され、財源・人的資源・支援の継続性の確保が困難な状況である。このように子ども支援実現の求心力の低下が懸念される現状において、今回の全大会での行政関係者からの報告は、われわれに自治体施策としての子ども支援の可能性を示してくれた。

子どもの権利条約フォーラム 2008 in みえ ～つながろう 大切なわたし 大切なあなた～

松島裕子（子どもの人権連事務局長）

2008年11月23日（日）24日（振休）三重県津市の三重県庁講堂・アスト津にて「子どもの権利条約フォーラム in みえ ～つながろう 大切なわたし 大切なあなた～」が開催されました。

「子どもの権利条約フォーラムとは、「子どもの権利条約」の普及や具現化等に関心を寄せている人々が集い、意見交換をしたり、交流をしたりする場で、毎年11月頃、地元のNPO等と協働して実行委員会形式で開催されています。

30の地元市民団体と行政が連携して開催され、講演やバンド演奏、「子どもサミット」、分科会など22のプログラムが企画され、延べ1,200人が参加しました。

全体会では喜多明人さんが「みんなで知ろう！子どもの権利条約」と題してお話をされ、「子どもの権利条約」について今一度その意義や役割を確認する場となりました。

続いて「三重シュール」の生徒5人によるバンド演奏がありました。メンバーは不登校などを経て通信制高校に在籍しながらシュールで学んでいますが、一般の方々が集う場所で初めて演奏を披露するというとても緊張したとのことでしたが、熱い演奏に思わず手拍子が

沸き起こるなど、会場も一体となって盛り上がりました。

また、「子どもサミット」では高校生や中学生が自分の想いを語り、会場の参加者にもなげかけるなど「子どもの主体的な権利の意味」について考えました。

24日の「里親シンポジウム」では県こども家庭室室長から里親制度についての説明のあと、実際に里親に育てられたという男性の体験談がありました。「いろいろとぶつかることも多かったが、愛情をたっぷり注いでもらっていたということは肌で感じた。児童養護施設にいる子どもたちにこういった愛情を肌で感じられる機会が増えるといいと思っている」と語りました。

今年は「子どもの権利条約」国連採択20周年、日本での批准15周年となっています。

子どもたち一人ひとりが「自分は大切にされている」「自分は周りから必要とされている」といった気持ちが自然に持てるような学校や地域社会をめざして、またそういった場を子どもたち自身が参画して創り上げていけるようなシステムづくりを「子どもの権利条約」の視点からもう一度考えてみるのが、今必要なことではないでしょうか・・・。





子どもの権利条約フォーラム 2008in みえ 全プログラム

オープニング全体会

11月23日 13:00～14:30

会場/県庁講堂

★フリースクール三重シュレの
子どもたちによるバンド演奏

バンド演奏は、フリースクール三重シュレの子どもたちが自主的に選んできた活動です。不登校に対する偏見や差別などがなくなっていくという願いを込めて ROCK!!します。

★講演「みんなで知ろう! こどもの権利条約」(喜多明人)

主催団体 実行委員会

①子どもサミット

11月23日 15:00～17:00

会場/三重県庁講堂

対象/人数/小学生以上(400)

●高校生から大学生のユース5人のパネラーが、自分が生活で感じている権利について舞台上で意見表明します。ファシリテーターの須田直士先生とパネラーは、8月から自分を通して権利について考え話し合いを重ねてきました。当日は会場との意見交換を楽しみにしています。独立法人福祉医療機構・長寿・子育て・障害者基金助成事業「チャイルドライヴプロジェクト21事業」

主催団体

「チャイルドライン24」実施組織

②交流会

11月23日 18:00～20:00

会場/アスト津3F 交流スペース

対象/子ども・大人

参加費/18歳未満1000円

18歳以上2000円

●アスト津情報交流スペースで、参加者の方々の交流会を開催します。国際色豊かな食事とノンアルコールドリンクで、お腹も満足!楽しいひとときをお過ごしください。

主催団体 実行委員会

③親育ち支援プログラム 「親なびワーク」

11月24日 9:30～11:30

会場名/アスト津5F 研修室B

対象/子育て中の親および子どもに関

わる人

●原作成の「親なびワーク」を使った、親同士の学びあいのためのワークショップを体験してみませんか。子育てサークルやPTAの研修会などで気軽に使っていたいただけるプログラムです。

主催団体

三重県健康福祉部こども局こども未来室

④子どもに寄り添う おとなのための講座

11月24日 12:30～14:30

会場/アスト津5F 研修室B

対象/18歳以上(30)

参加費 500円

●「子どもの権利」を守りながら、子どもと一緒に活動をしていくためには、おとな自身がどのように「権利」を捉えているかが重要です。聖和大学教員・子どもの人権ファシリテーター(助産師)の須田直士さんに、子どもと一緒に活動をしている方、またはこれからしようとする方に向けて、お話ししていただきます。

主催団体 実行委員会

⑤バリアフリー・クッキング・カフェ

11月24日 10:30～12:30

会場/アスト津4F 食工房

対象/10歳以上(車椅子大歓迎)

参加費/500円

●外国の家庭料理を出身国の方を講師と一緒に作って食べて交流する。世界のお茶を作って、それを3Fの交流会場へ持って行き販売して、多くのフォーラム参加者とも交流を深める。

主催者

Flower & L.U.I International

⑥親子が共に育つ保育プログラム プレイセンター

11月24日 10:00～14:00

会場/アスト津5F ギャラリー2

対象/1歳～未就園児・大人

参加費/見学無料

子どもの遊びの体験 500円

資料代と相談 500円

●プレイセンター・こどもスペース四日市の実践風景の写真展示、ビデオ上映

●プレイセンター開設へのプロセスについてのパネル展示

●こどもの遊び体験の場

主催団体

NPO法人体験ひろばこどもスペース四日市

⑦エンのメント・ワークショップA

小学生による小学生のための ほめ合うワークショップ

11月24日 9:30～11:00

会場/アスト津4F 会議室1

対象/小学生(15)

参加費/300円

●小学生のリードにより、「からだのほめあひまき」「こころのほめあひまき」を考えあひまき。「わたしの・ほくのいいところ」をさがし、ほめあひまき。とにりにすわった人とほめあひまき。

主催団体

子育て広場・ドロップ in

⑧エンのメント・ワークショップB

⑧気持ちを表現するワークショップ ユースが受ける大人の相談コーナー ～子どもの気持ち・大人の気持ち～

11月24日 11:00～12:30

会場/アスト津4F 会議室1

対象/小学生以上の子(10)

大人(10)

●ユース企画。ユースがファシリテーターをします。

①気持ちを表す言葉を出し合い、気持ちを色や形で自由に表現します。

②ワークショップの後、子どもの気持ちに気づくために大人からの相談をユースが受けます。ユースが託児もします。

主催団体

(特)くわんご子どもネット

⑨エンのメント・ワークショップC

一緒に話そう大切なわたし 大切なあなた

11月24日 13:00～14:30

会場/アスト津4F 会議室1

対象/中学生～高校生(20)

●ユースが企画するワークショップです。ゲームをした後、グループに分かれて話し合います。

主催団体

(特)松阪子どもNPOセンター

⑩子どもの権利条約 入門ワークショップ

ゲームで学ぶ子どもの権利

～ケンリってムズカシイ!?～

11月24日 9:30～14:30

会場/アスト津4F 会議室2

対象/小学生以上

●「権利」と言われると「重い!」「難しい!」という印象が多いですね。でも、子どもでも、おとなでも、「権利

＝人間として当たり前のこと」として保障されて当然なんです。このプログラムでは、増設のゲーム(イメージ、カード、シールなど)を通じて、「権利＝人間として当たり前のこと」を体感したいと思います。

■主催団体
子どもの権利条約ネットワーク

⑧ワークショップ 「カンボジアの子どもたちと 子どもの権利条約」

11月24日 9:30～14:30

会場/アスト津 4F 会議室3

対象/小学生以上(30)

●カンボジアの子どもたちの生活について自分だったらどう考えどう行動するだろうと、みんなで考えます。また、「子どもの権利条約」の基本的なことを学び、カンボジアの子どもたちの権利を通して自分たちの権利を考えます。

■主催団体
(特)国際子ども権利センター(シライト) 大蔵事務所

⑨ユース企画 「伝えようあなたの気持ち ～伝えるってむずかしいよね～」

11月24日 9:30～14:30

会場/アスト津 4F 研修室A

対象/小学生以上

●「あんなこと言ったら、嫌われるかも。こんなこと言ったら笑われるかも。」こんな経験ありませんか？午前中は、自分も相手も大切に表現する方法を体験。午後は家族・学校・恋愛などについて語り合いませんか？

■主催団体
(特)津子どもNPOセンター

⑩親が変わる教師が変わる、 それが出発点 ～アドラー心理学育児のすすめ～

11月24日 A 9:30～14:30

B 12:30～14:30

会場/アスト津 4F 和室

対象/大人(30)

●アドラー心理学の育児プログラム「パセージ」には勇気づけて子どもを育てるための方法が沢山提案されています。今回はその一部を紹介しながら、おとなが変わる必要性について楽しく考えていきたいと思います。

■主催団体
アドラー心理学学習グループ
「ルマー・キタ」

⑪子どもの権利条例づくりを 願望して

11月24日 9:30～11:30

会場/アスト津 4 F アストホール

対象/18歳以上(200)

●山梨学院大学法科大学院教授 荒牧重人さん、早稲田大学教授 喜多明人さんに、各地の子どもたちの参画を含む条例づくりの事例をご紹介します。後半は会場からもご意見・ご質問をいただいて「子どもの権利条例づくり」について話し合います。

■主催団体 実行委員会

⑫子どもの広場

11月24日 9:30～14:30

会場/イベント情報コーナー、

研修室C、ミニステージ

対象/イベント情報コーナーと研修室Cは子ども、ミニステージは子ども・大人

●子どものための「子ども ONLY」「子どもの広場」は子どもが主体になって自由に企画できます。一人でもグループでも、時間が長くて短くても大丈夫です。子ども対象だけでなく、一般を対象に企画してもOK！ミニステージもあります！

■主催団体 実行委員会

⑬語り合おう 子どもの本音 親の本音

11月24日 9:30～11:30

会場/アスト津 3F 交流スペース

対象/子ども(20)・大人(20)

オーディエンス(誰でも、30)

●親の立場の人のグループと子どものグループが本音で思っていることを出し合います。オーディエンスとして日頃子どもに関わっている人からも意見をもらいます。時にオーディエンスから意見をいただくこともあります。

■主催団体 実行委員会

⑭チャイルドライン 夢メッセージ展

11月23日 17:00～21:00

11月24日 9:30～16:30

会場/アスト津 4F アストホールロビー

対象/子ども・大人

●タレント・歌手・俳優・スポーツ選手・芸術家など、各界で活躍されている皆様から子どもたちへ、心あたまるメッセージを絵馬に書いていただきました。絵馬の展示とチャイルドラインの広報！

■主催団体
チャイルドライン支援センター
「チャイルドライン24」実施組織

⑮子どもの声展示 (子どもリレーメッセージノート・こども の音をつくろう・何でもメール)

11月23日 13:00～20:00

11月24日 9:30～16:30

会場/アスト津 3F 交流スペース

対象/子ども・大人

●地域の様々な団体が、子どもが自由に思っていること、想いなどを自由にメッセージ(言葉、絵、写真メールなど)にして声として集めることに取り組みます。当日はそれを子どもの声が集まった「こどもの森」として表現します。

■主催団体 実行委員会

⑯オレンジリボンツリー コンテスト

11月23日 18:00～20:00

展示は、

11月23日 13:00～24日 16:30

会場名/アスト津 3F 交流スペース

対象/子ども・大人

●11月が子ども虐待防止月間であることから、虐待は人権侵害であることをごの企画を通してたくさんの方に知ってもらいたいと思います。子ども・大人の声をオレンジリボン(虐待防止のシンボルマーク)に描いて、ツリー型に飾りコンテスト形式にします。県内のいろいろな団体、グループが参画します。投票にもぜひご参加ください。

■主催団体
三重県健康福祉部こども局こども家庭室
企画運営
(特)三重県子どもNPOサポートセンター

⑰団体展示ブース

11月24日 9:30～16:30

会場/アスト津 3F 交流スペース

対象/子ども・大人

●子どもの権利条約フォーラムに参画している団体が、広報の場としてまた交流の場として自分の団体の紹介ブースを出します。ブースで販売される物もあるのを楽しみにお越しください。

■主催団体 実行委員会

⑱同時開催企画 「里親子シンポジウム」

11月24日 12:30～14:30

会場/アストホール

対象/一般(250)

●親の病気や様々な事情で親と生活できない子どもを、自分の家庭に迎え入れる意義をいただく「里親制度」の普及啓発のため、シンポジウムを開催します。里親さん、里子さんの体験談を聴ける貴重な機会です。

■主催団体
三重県健康福祉部こども局こども家庭室
企画運営
(特)三重県子どもNPOサポートセンター

子どもの人権関係の報道と記録から…

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2008/9/14	朝日新聞 栗収穫・クワガタ飼育…入所者ただ働き フリースクール 京都府京丹波町のフリースクール「丹波ナチュラルスクール」の傷害容疑事件で、逮捕された経営者の江波戸聖烈容疑者(60)らが入所者にお守りづくりなどの内職や農作物の収穫をさせ、多額の利益を得ていたことが京都府警の調べでわかった。入所者に報酬を一切払っておらず、府警は営利目的でただ働かせた疑いもあるとみている。府警によると、江波戸容疑者と責任者の森下美津枝容疑者(55)は4年前から、入所者に収穫させた栗や、飼育させるなどしたカブトムシ、クワガタムシなどの昆虫を近くの「道の駅」の農産物直売所で売っていた。栗だけで、多い年は1シーズン150万円ぐらいの売り上げがあったという。府警によると、入所者らは外から施錠された寄宿舎に監禁状態に置かれ、神社のお守りづくりや電気部品の組み立てをさせられていた。入所者は報酬を受け取っておらず、江波戸容疑者も現金を渡さなかったことを認めている。施設側は入所前、保護者たちに「予備校以上の勉強をする」「京都大学に合格した子どももいる」などと説明していたが、実際にはほとんど勉強させていなかった。府警によると、施設は保護者から入所料200万～	2008/9/16	550万円と月謝10万～15万円を受け取っていた。府の調査では、1年で700万円払った保護者もいた。しかし、入所者は、江波戸容疑者の親族が経営する店から仕入れた賞味期限切れの弁当やカップラーメンなどを食べ、水の使用も制限されていたという。一方で、両容疑者は高級外車に乗り、江波戸容疑者は数年前に自宅の新築もしていた。 朝日新聞 「子ども殺しに行く」と学校に電話 中学生2人逮捕 「子どもを殺しに行く」との電話を中学校にかけ、クラブ活動を中止させたなどとして、警視庁は16日、いずれも東京都日野市に住む15歳と14歳の中学3年の男子生徒2人を威力業務妨害の疑いで逮捕したと発表した。2人は「学校が休みになると思った」などと話しているという。日野署によると、2人は5日午前8時20分ごろから約5分間にわたり、同市立日野第三中学校に「12時までには日野市の子どもを殺しに行く」と電話をかけ、同校のクラブ活動を中止させるなどした疑いがあるという。この電話で市内の全小中学校25校は集団下校にする措置を取った。2人は第三中の生徒ではないという。

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2008/9/19	朝日新聞 橋下知事に宣戦布告。教育は点数だけではない—吹田市長 全国学力調査の結果をめぐり、大阪府の橋下徹知事が強く求める市町村ごとの平均正答率の公表について、同府吹田市の阪口善雄市長は19日、記者会見し、公表に反対する意向を市教委に伝えたことを明らかにした。「教育で点数だけに焦点を合わせる馬鹿なことではできない。知事に対する宣戦布告です」と話した。阪口市長は「公表の雪崩現象が起きている」とし、「教育の本質の論議が失われている。アホな大騒ぎにつきあっていられない。点数だけで評価できないのは自明の理。学校が塾になりかねない」と持論を述べた。橋下知事は公表するかどうかを予算編成の「重要な指標にする」としているが、阪口市長は「うちはいじめられても大丈夫。点数だけが正しいという風潮に警鐘を鳴らしたい」と話した。阪口市長は吹田市職員を経て、87年から大阪府議3期を務め、99年の吹田市長選で初当選し、現在3期目。自治体ごとの平均正答率の公表については、貝塚市の吉道勇市長も否定的な見解を示している。	2008/9/26	下位で、04年はワースト2位。先進国最低の教育投資について文部科学省は「GDPは伸びたが、少子化の影響で公立学校の教員数が減り、給与支出や施設整備費が減ったことが背景にある」としている。調査結果によると、28カ国の平均は5・0%。1位は7・2%のアイスランドでデンマークの6・8%、スウェーデンの6・2%が続き、北欧の国が上位を占めた。下位3カ国は日本のほかスロバキアとギリシャ。教育段階別の公財政支出でみると、小中高校までの初等中等教育では、日本は2・6%で下から3番目。大学などの高等教育は0・5%で各国平均のほぼ半分となり最下位だった。教育費全体に対する私費負担の割合は、日本は31・4%。韓国、米国に続いて3番目に多く、公的投資の少なさを私的支出で補っている実態があらためて浮かんた。 産経新聞 「学力テスト、小5～中3に拡大を」文科相が私見 塩谷立文部科学相は26日、昨春に約40年ぶりに復活した全国学力テストについて「(小学)5年から中学生ぐらいまで毎年行い、自分の学力向上が測れるシステムができればよい」と述べ、対象を現行の小6と中3の2学年から拡大させるのが望ましいとする認識を示した。塩谷文科相は個人的見解と断った上で、対象拡大に言及。「子供たちも(自分が)どういうレベルにあるかを把握するのは必要だ。ある程度の競争は目的に入っている」とし、学校現場に競争意識を導入する必要性を強調した。そのほか、現行で毎年60億円の費用がかかる実情にも触れ、「簡素化しては
2008/9/24	産経新聞 教育への公的投資 日本再び最下位 GDP比 経済協力開発機構(OECD)は、加盟各国の2005年国内総生産(GDP)に占める教育への公財政支出割合について調査結果を発表、日本は前年よりも0・1ポイント減少し3・4%で、データ比較が可能な28カ国中で最下位だった。調査は国と自治体の支出総額が対象。日本は03年も最		

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2008/9/29	どうか」とコスト削減にも言及した。 朝日新聞 パワハラで中学教師自殺、公務災害認定 千葉 千葉市若葉区の市立中学の教師（当時 50）が 06 年 9 月に市内の高架橋から飛び降り自殺したのは校長のパワーハラスメント（職権を背景とした嫌がらせ）が原因だとして、遺族が地方公務員災害補償基金（千葉県支部長・堂本暁子知事）に公務災害の認定を求め、このほど同基金がパワハラによる公務災害と認めた。遺族代理人の弁護士が 29 日、記者会見した。代理人らによると、06 年 8 月下旬に教師は夏休み中の生徒の水難事故の対応に奔走。専念しようと同 30 日、教頭昇進試験の辞退を校長に告げると、「お前は昔から仕事がいい加減だった」などと約 1 時間、怒鳴られた。これまでも継続的にパワハラを受けていたこともあり、これを機に教師は深刻なうつ病に陥った。自殺は 7 日後だった。市教委は 07 年 2 月、「校長職の適性がない」と、この校長を一般教諭に降格させる分限処分に。校長は 07 年度末に退職している。	2008/9/30	日教組と連携して教育行政を進める考えを強調した。塩谷文科相は、中山前国交相が文科相だった同時期の文科副大臣。塩谷文科相は、中山前国交相の「日教組の強いところは学力が低い」との発言について、「組合の組織率（加入率）の高いところが成績が低いことはない。当を得ていない」と批判した。ただ、組織率が高い地域に闘争色が薄くて教委に協力的な互助組合もあり、「日教組の強さと組織率は必ずしも関係がない」（文科省幹部）とされる。教員の組合活動をめぐっては、日教組傘下の北海道教職員組合が今年 1 月、違法ストを実施。約 1 万 2000 人の組合員が処分された。日教組は教育基本法改正にも反対活動を行ってきたが、塩谷文科相は「（日教組との連携を）やる必要がある。（改正教育基本法も成立後は）継続して反対していない」とした。さらに、「一回は話をしたい」として日教組委員長との会談に意欲を示した。
2008/9/30	産経新聞 「日教組と連携続ける」塩谷文科相 「単一民族」「ごね得」などの失言で辞任した中山成彬前国土交通相の「日教組をぶっ壊せ」などの発言をめぐり、塩谷立文部科学相は 30 日の閣議後の会見で、「（日教組は）お互いに努力、協力して教育をより高いレベルに持っていく関係であればよい。これからも連携をとる」と述べ、	2008/9/30	産経新聞 50%超が授業料値上げへ 助成削減で大阪の私立小中高校 大阪府は 30 日、橋下徹知事が打ち出した私立学校経常費助成削減の影響について、府内の全私立学校を対象に実施したアンケート結果を発表した。回答を寄せた小中高校の 54・6%（83 校）が「授業料の値上げを検討している」とし、値上げ時期のめどについては約 8 割の 65 校が「来年度」と答えた。人件費の抑制についても 65・8%の小中高校が「実施予定」と回答。具体的な取り組み内容では、給料のカットや手当廃止、早期退職制度の導入

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	などが挙がり、賞与の支給を行わないという学校もあった。一方、幼稚園の55・4%は「保育料を値上げしない」と回答。府私学課は「小中高に比べると保護者も若いため、負担を増やすことは難しい。やむをえずコスト削減でしのいでいる園も多いのではないか」と話している。アンケートは9月12日から29日にかけて、幼稚園432園と小学校16校、中学校61校、高校101校を対象に実施し、529園・校から回答があった（回収率86・7%）。		愛知県知多市の市立旭北小学校で、自閉症と診断された男児（6）と母親が来春の就学について相談に訪れた際、舟橋佳延校長が「うちの学校では無理」などと2人の面前で就学を断っていたことが3日、分かった。障害のある児童の就学については通常、市教育委員会が設ける「就学指導委員会」で保護者を交えて議論し、決定するといい、市教委は舟橋校長の対応が不適切だったとして同日までに口頭で指導した。市教委によると、男児と母親は9月25日、同校の特別支援学級などを見学。その際、舟橋校長が「小学校に来る状態ではない」「特別支援学校に行くべきだ」などと発言した。舟橋校長は市教委に対して「子どもの成長を第一に考えての発言だったが、十分に真意が伝わらなかった。申し訳ない」と釈明しているという。
2008/10/1	産経新聞 大分教員汚職 不合格の18人採用 大分の教員汚職事件に絡み、平成19年の教員採用試験で不正のしわ寄せを受け不合格とされた22人のうち18人が1日、県教育委員会に正規教員として採用され、大分市の大分教育事務所など6カ所でそれぞれ辞令が交付された。残る4人は本人の希望で来年4月に採用される予定。管内の小中学校に7人が配属される大分教育事務所では、土崎谷夫所長が訓示で「試験で不正がなければ皆さんは本来合格していた。あらためておわびします」と陳謝。辞令を受け取った女性教員は「教育への期待が高まる中、責任の重さに身の引き締まる思いです」とあいさつした。県教委によると、18人のうち17人が現在、小中学校などで臨時講師などをしており、いずれも勤務先の学校に配属されるという。	2008/10/13	読売新聞 中高生の体力 持ち直す 文部科学省は「体育の日」を前に12日、体力・運動能力調査で、中学生と高校生の体力が緩やかに向上しているとの分析結果を発表した。1985年度をピークに下降線をたどった中高生の体力は、98年度からの10年で回復基調に転じたという。小学生は依然、低水準のままだが、体力低下に危機感を抱く教育現場が体力向上に取り組んできた効果の表れとみられる。調査は64年度から毎年実施しており、中高生約1万7000人、小学生は約1万3000人が対象になった。同省によると、体が発育段階にある小学生に大きな変化はみられなかった。しかし、中高生は98年
2008/10/3	産経新聞 自閉症児の面前で就学断る 愛知・知多市の小学校校長 愛知県知多市の市立旭北小学		

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2008/10/16	度との比較で、13歳男子の50メートル走平均が8・00秒から7秒94になるなど、計8項目の総合点で向上を見せた。調査にかかわった順天堂大の青木純一郎名誉教授は「中高生はピーク時に比べるとまだ隔たりはあるが、回復基調にあることは確か」としている。 産経新聞 橋下知事が学テデータ部分開示 反対市町村は黒塗り 大阪府の橋下徹知事は16日、住民の情報公開請求に応じ、全国学力テストの市町村別平均正答率を請求者に部分公開した。市町村名を伏せずに都道府県単位の学力テストデータが明らかにされるのは全国で初めて。文部科学省は学力テストの実施要領の中で、都道府県教育委員会に対し市町村の成績を開示しないよう求めており、「知事による開示であっても要領に反する」との見解を示している。市町村教委による自主的な成績公表を求める橋下知事の主張を受け、府内の約8割の市町村教委はデータを明らかにすることを決めている。今回の開示では、非公表を決めるなどしている一部市町村について、小学校が8市町、中学校が11市町村の数値を黒塗りにした。橋下知事が開示したのは、予算査定の参考資料とするため府教委から提供を受けた学力テストの市町村別データ。府教委は実施要領に従い、情報公開請求があっても市町村別の成績は明らかにしていないが、これまで知事は「僕が実施要領に縛られる必要はない」と主張していた。文科省の実施要領は、市町村教委が自主的に結果を公表	2008/10/18	している場合でも、都道府県教委による開示は認めていない。首長の場合については言及していないが、文科省学力調査室は「要領の内容を知っている以上、知事による開示も、府教委の場合と同様に実施要領に反する。知事が情報公開請求を受けた場合は本来のデータの持ち主である府教委に判断を委ねるべきだ」との見方を示している。 読売新聞 「指導力不足」教員 371 人 文科省 まとめ 40～50 歳代が 8 割、 一方的な授業 乱雑な板書 授業や学級運営ができず、各地の教育委員会から昨年度中に「指導力不足」と認定された公立学校の教員が371人いたことが17日、文部科学省のまとめで分かった。教員としての適性に疑問符のついたケースが目立ち、8割を40～50歳代が占めた。文科省によると、371人の7割は男性で、40歳代が46%、50歳代が37%だった。85人は依願退職したという。指導力不足と認定された理由は「生徒の反応を確かめずに一方的に授業を進めていた」「板書が乱雑で筆順の間違いが多い」など適性を疑われるものが目立った。ベテランが多い理由について、同省は「詰め込み式の授業で何とかしのいできた教員が、考えさせる授業への転換といった環境の変化に対応できなくなっている表れでは」と分析している。認定者数は2004年度の566人をピークに減少しており、昨年度は前年度比で79人減となった。しかし、首都圏のある公立小学校長は「問題教員とのトラブルを避けるため、認定手

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	続きを行わずに別の学校への異動を待つ校長もいる。問題教員は潜在的にはまだまだいる」と話している。		験しない小学生の約 4 倍一。こんな結果が通信教育大手のベネッセコーポレーション（岡山市）がまとめた「子育て生活基本調査」で明らかになった。9 年前は、その差は約 3. 6 倍。受験をしない家庭の教育費はほとんど変わらない一方、受験する家庭の負担は確実に増えており、両者の格差が開いている実態が浮き彫りになった。調査は、昨年 9 月、小中学生の子供をもつ首都圏の母親約 6800 人を対象に行われた。1998 年 12 月、2002 年 9 月に次いで 3 回目。今回対象となった母親のうち、小学 5、6 年生の子供がいる母親は約 1000 人で、このうち中学受験をさせる予定の母親は約 240 人、させない予定の母親は約 580 人。残りの母親が未定などと答えた。子供に中学受験をさせる予定の母親を対象に調べたところ、塾や通信教育など、学校以外にかかる教育費の平均は月 4 万 6931 円。過去では 98 年調査が約 4 万 2500 円、02 年調査が 4 万 4079 円と年々増えており、9 年間で 10. 4% 増加した。
2008/10/18	朝日新聞 新任教員 300 人、教壇去る 5 年で 2.7 倍、07 年度 採用されて教壇に立ったものの、1 年のうちに学校を去った新任教員が 301 人に及ぶことが 17 日、文部科学省の 07 年度の調査でわかった。5 年前の 2. 7 倍に増えており、うち 3 人に 1 人が精神疾患を中心にした「病氣」を理由にしていた。文科省は「教育現場を取り巻く環境が厳しくなっているのが一つの要因」としている。教員は最初は「条件付きの採用期間」で、1 年後に正式に採用される。07 年度の調査では、全採用者 2 万 1734 人のうち 1. 4% の計 301 人が依願退職などで 1 年のうちに学校を去った。5 年前は 111 人（0. 6%）で増加ぶりが目立つ。原因をみると「病氣」という人が 103 人で、5 年前の 10 人から 10 倍以上に急増。このほか、自己都合、理由不明などを合わせた「その他」が 178 人いた。文科省によると、病気で辞めた人の多くがストレスから来る神経症やうつなどの精神疾患だという。1 年目から担任を持って対応しきれず追いつめられたケースや、親や社会のニーズが複雑化している中でうまく適応できないケースがあるという。	2008/10/22	毎日新聞 学校選択制 大きな格差、男女比にも偏り 都内 28 市区 学区外の小中学校にも通える学校選択制度を巡り、毎日新聞が東京都内 28 市区の教育委員会を調査したところ、今春の各校の入学率に、8. 1 ～ 326. 7% と大きな格差があることが分かった。人気校と不人気校の固定化が進み、区部では新入生が 1 けたの学校が 7 校、10 人以上 20 人未満が 23 校ある。男女の希望者数も偏り、男子が 3 割未満の中学も出ている。選択制は 00 年
2008/10/20	産経新聞 小学 5、6 年生の教育費 中学受験「有無」で格差 4 倍 私立中学などへの入学を目指す小学 5、6 年生の教育費は、受		

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	に「個性的な学校づくり」を目標に東京都品川区が取り入れてから都市部に広まり、東京では19区と9市が導入。入学率は、その学校が児童・生徒にどれほど選ばれたかを示す。各校の今春の数値を尋ねたところ、品川区では初の小中一貫校となった旧第二日野小が326.7%に達した一方、近隣の小学校は27.8%に落ち込んだ。江東区では、統廃合がうわさされた中学校の入学者が7人となり、わずか20.6%。小規模校を避ける動きはどの地域にも共通している。文教地区にあってクラブ活動が盛んな学校には志願者が集まりやすい。一方、小規模校では廃部やチームを結成できない部も相次ぎ、他校に流れる子も少なくない。「荒れている」「いじめがある」のうわさで生徒が減る学校もあり、調査には「風評の影響を受けやすい」（武蔵村山市）との声も出た。選択制の課題については、小規模校化が助長される（多摩市）学校間の生徒数の格差の広がり（練馬区）など、生徒数の偏りを懸念する声が出た。一方、メリットとして「魅力があり開かれた学校づくりが進む」と学校の活性化をあげる教委が多かった。		への強い怒りを抱くなど、危険な状態に陥っていく子供の心理状態を指摘。自殺の兆候として〈1〉関心のあったことに急に無関心になる〈2〉引きこもりがちになる〈3〉成績が落ちるなどを例示した。兆候をキャッチした際の対応としては、「安易に励まさない」「子供の置かれた状況を丁寧に理解する」などの原則を掲げ、「教師が1人で抱え込まない」「子供との継続的な信頼関係を築く」などの留意点を示した。また、専門機関への連絡は管理職、保護者との連携は学級担任、いじめの予防は生徒指導主任など、校内の役割分担を明確化。保護者と協力関係を築くことや、日ごろから医療機関とこまめに連絡を取り合うことを求めている。学校で自殺が起きてしまった場合の対応として、精神的に不安定になった子供のケアを専門家に委ねるとした。同省は、自殺対策基本法の成立や子供の自殺が相次いだことで、教師向けの自殺予防マニュアルの作成に着手。今年度末までに完成させ、全国の小中高校など約4万校に配布する。
2008/10/23	読売新聞 子供の自殺で初の予防策 文科省、教師らの分担示す 児童・生徒の自殺を防ぐため、文部科学省は22日、現場の教師に向けた初めての自殺予防マニュアルの素案をまとめた。自殺の兆候を認めた時にどう対応するべきかを示し、校長や担任教師らの役割分担を明確にした。素案では、ひどい孤立感や周囲	2008/10/24	西日本新聞 授業分割 学力アップ 福岡・梅林中 1コマ25分 集中力持続 学力の二極化が深刻化するなか、福岡市城南区の梅林中学校（田村茂校長、374人）が一部の授業で1コマ50分を半分にする短時間授業に取り組んでいる。生徒の集中力を保つとともに、増えたコマを割り振って主要教科をほぼ毎日設け、基礎学力の定着を目指す試み。理科の実験では、分割分を足してゆとりを持たせるなどメリハリもつけた。文部

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	科学省によると2分割授業は全国的に珍しい取り組みで、学校側は学力がアップしたと説明している。学校のアンケートに、生徒には「授業の進み方が遅い」などの意見もあったが、6割は評価。多くは集中力が増す効果を実感している様子だ。9月に実施された民間主催の5教科テストで、同校2年の平均点が福岡県の平均を上回った。1年前よりその差が拡大し、学校側は学力向上の手応えをつかんでいる。同省によると、このような時間割の弾力的な運用は「モジュール学習」と呼ばれ、取り組んでいる学校はあるが、1コマを2分割する試みは「聞いたことがない」(教育課程課)。福岡市教育委員会は研究指定して効果に注目する。同校教務主任の古賀成幸教諭(48)は「時間割作成は大変だが、生徒が分かりやすい授業をさらに進めるため改善を加えたい」と話している。		の割合は「200万円以上、400万円未満」の世帯年収では55・6%を占めた。「400万円以上、600万円未満」は33・8%、「600万円以上、800万円未満」は27・3%だった。約6割の家庭が「教育費以外の支出を削っている」としている。
2008/10/26	産経新聞 子供の教育費 世帯年収の34%に 昨年度より微増 小学生以上の子どもがいる家庭が今年度に見込む教育費は平均で世帯年収の34・1%に上り、昨年度より0・5ポイント増加したことが26日、教育ローン利用者を対象にした日本政策金融公庫の調査で分かった。教育費の割合は収入が低い世帯ほど上昇し、家計を圧迫している実態が浮かんた。調査では、公庫の教育ローンを利用する約2800人から回答を得た。子どもの数は1世帯平均2人で、世帯年収の平均は622万円と、22万円減少。授業料や通学費、塾の月謝など教育費(受験や入学費用を除く)	2008/10/27	読売新聞 橋下知事「中山前大臣正しい」教職員のヤジに「応戦」 大阪府の橋下徹知事と府教育委員らが教育行政について一般参加者と意見を交わす「大阪の教育を考える府民討論会」が26日、堺市の府立大学で開かれた。訪れた教職員の一部から再三ヤジを飛ばされて興奮した知事が「こういう教員が現場で暴れている」「(日教組批判などで国土交通相を辞任した)中山成彬前大臣の発言はまさに正しい。これが教育現場の本質」と述べる一幕があった。また、子どもの指導方法についても言及した知事は、「ちょっとしかって、頭をゴツンしようものなら、やれ体罰と叫んでくる。これでは先生は教育が出来ない。口で言ってもわからないものは、手を出さないとしょうがない」と、体罰容認とも受け取れる持論を展開した。
		2008/10/28	神奈川新聞 合格基準満たした生徒22人不合格に / 神奈川県立神田高校 県立神田高校(平塚市田村)の入学試験で、公表された選考基準から逸脱した不適正な選考が行われていたことが二十八日分かった。願書受け付けや受験会場で、服装や髪形が乱れたり、態度が悪い受験生を選別。合格基準を満たしているにもかかわらず

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	らず、「入学後の生徒指導が困難」などの理由で、二〇〇五年度以降、男女計二十二人の受験生を不合格にしていた。県教育委員会は全県立高校の過去三年分の入試結果を調査するほか、校長らの処分も検討する。県教委の山本正人教育長が会見で明らかにした。基準点を超えながら不合格になったのは〇五年度六人、〇六年度六人、〇八年度十人。七月に学校関係者の内部通報で発覚し、記録が残る過去五年の試験結果と関係者への聞き取り調査で実態が判明した。県教委によると、願書受付日や入試会場、前期選抜の合格発表の場で、同校の教諭が「受験生の著しく目立つ点」を点検。〇八年度の前期選抜の場合、百九十六人が受験し五十七人が合格。公表された選考基準では、調査書（86%）と面接（14%）で合否が決まるはずだったが、態度や服装を理由に七人が不合格となった。本来の選考基準では全体で十六番目の成績だった受験生も、不合格になっていたという。渕野辰雄校長は「選考基準から逸脱し大変申し訳ない」と謝罪。「生徒指導に苦慮しており、教諭の負担を軽減しなかった」と釈明した。山本教育長は「不合格となった二十二人に連絡し、入学の検討など個別に対応したい」と述べた。		本青年会議所関連のフォーラムで、「PTAはもうだめでしょうね。機能していない」などと発言したことに対し、「みなさんに不快な思いをさせたのなら申し訳ありません」と謝罪した。知事は発言の真意について、「いままでのやり方を白紙にして、PTAはどうあるべきかを考えてほしいという思いだった」と弁明。そのうえで、「PTAの役員は労力が多くみんなやりたがらない。多くの保護者が参加できるよう仕事を細分化しては」と話した。
2008/11/3	朝日新聞 橋下知事、「PTAは機能不全」発言を謝罪 大阪府の橋下徹知事は3日、大阪府北区で開かれた日本PTA近畿ブロック研究大会大阪府大会（近畿ブロックPTA協議会など主催）であいさつし、9月の日	2008/11/6	毎日新聞 松沢知事：県立神田高「選考基準不明確は問題」／神奈川 県立神田高校（平塚市）が、服装や態度を理由に受験生を不合格とした問題で、松沢成文知事は5日の定例会見で「身なりや態度を面接で評価項目とするのは当然」と一定の理解を示しつつ、「選考基準で明確にせず面接以外で不合格としたことは問題」と指摘した。一方、県教育委員会や同高に寄せられた電話などでは、学校側の対応を支持する意見が9割に上っている。電話やメールは約1300件寄せられ、ほとんどは「服装や態度で選考するのは当然」「義務教育ではないのだから判断は正しい」といった内容。1日付で異動した渕野辰雄前校長について「風紀を守ろうとした校長がなぜ更迭されるのか」との県教委批判も多く、4日には同高元PTA会長から異動撤回を求める嘆願書も届いた。「不合格は行き過ぎ」「子どもの学ぶ機会を奪った」などの同高批判はわずかという。

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2008/11/7	毎日新聞 グーグルマップ 教諭ミスで生徒の自宅住所公開 名古屋 名古屋市教育委員会は7日、インターネットの地図サービス「グーグルマップ」で、市立高杉中学校（同市中川区、吉村勇善校長）1年生2クラスの生徒70人分の名字と自宅住所、自宅の位置が入った地図が約半年にわたり公開されていたと発表した。担任の男性教諭2人が家庭訪問用にネット上で地図を作成した際、「非公開」の設定をしていなかったのが原因。市教委によると、5月中旬の家庭訪問に使用するため、各組の教諭が4月下旬から5月初旬にかけて作成した。今月5日、東京都の男性が同校に連絡して発覚、6日までに地図を削除した。1クラスの地図にはこれまでに約130件のアクセスがあったという。岡山県では岡山市立小学校の女性教諭が作成した家庭訪問用の地図が、約7カ月にわたって一般に公開された状態になっていたことが分かった。教諭が使ったのは、自分用に作った地図を無料でインターネット上に保存できるグーグルマップの「マイマップ機能」。市教委によると、4月に児童39人の住所と氏名を登録した際、地図の「公開」と「限定公開（非公開）」を選択できることに気付かず、公開状態になったという。グーグル広報部は「注意事項をよく読んで利用してほしい」と話している。		修化される小学校の外国語活動に反対し、北海道教育委員会主催の教員向け研修に参加しないよう組合員に呼びかけていたことが8日、わかった。小学校の外国語活動は年間35コマ（1コマ45分間）実施し、英語の「話す・聞く」を中心に授業を進める。道教委の研修は道内14支庁管内ごとに、今年度から来年度にかけて実施している。すべての小学校から教員1人が参加して指導法を学び、自校の校内研修会で講師となる。北教組は外国語活動に対し「英語に特化し、諸外国の文化などを学ぶ内容に乏しい」などとして反対の姿勢をとっている。このため、8月ごろ、組合員に対して「議論が不十分な現状で、研修に参加する必要はない」と文書で通知したという。北教組の小関顕太郎書記長は「日本語の習得でさえ議論がある中で、現場を無視した研修が進められていくのは問題だ」と述べた。道教委義務教育課は「通知の影響は今のところ出ていない」とした上で、「授業の適切なイメージや手法を身に付けなければ、児童に影響を及ぼしかねない」と話している。
2008/11/8	読売新聞 北海道教組、小学校英語研修の不参加呼びかけ 北海道教職員組合（北教組）が、2011年度から小学5、6年で必	2008/11/8	産経新聞 橋下知事に保護者が「公立に期待していない」 大阪府の橋下徹知事が、府内の公立小学校に通う児童や保護者らと教育問題について意見を交わすイベントが8日、大阪市中央区の府公館で開かれた。保護者から「学力面で公立学校に期待はしていない」など学校側への不満や批判が相次いだ。公募で集まった小学5、6年生の児童や保護者、教員の計22人が参

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	加。冒頭、橋下知事は「大阪の教育は、学力を伸ばすことに真正面から向き合ってこなかった。全国学力テストの結果公表をめぐり、僕が府教育委員会事務局ともめた理由もそこにある」と問題提起し、参加者の意見を求めた。ある母親は「学校の通知表を見ても、わが子がどの程度のレベルなのか分からない。もっと競争心をあおったほうがいい」と不満を口に、父親の一人は「公立学校に学習のことは期待していない」と痛烈に批判した。教員からは現場の人手不足を訴える意見が相次いだほか、「(成績上位層への指導よりも) 学力面で厳しい子供をすくい上げること」に力を入れてしまう」と明かす小学校教諭もいた。一方、児童からは「学校の授業は勉強ができない子に合わせ過ぎている」といった意見が出た。		ページで内容を公表した。「マニフェスト」に沿った物品購入などに1校当たり80万円が使える。こうした取り組みは5年ほど前から各地で出始めた。東京都教委は03年度、すべての都立高校に学校経営計画を義務づけたところ、「東大合格者20人以上」「早慶上智で計100人以上」といった目標を掲げる高校が現れた。その後、徐々に小中学校でも動きが出てきた。元教員で教育評論家の尾木直樹さんは「数値目標を掲げた途端、教育は窒息しないか。1人でも『切り捨てられた』という思いを持ったら失敗だ」と批判的だ。一方、政府の教育再生懇談会のメンバーで渋谷教育学園理事長の田村哲夫さんは「学校が一生懸命になること自体は悪いと思わない」。ただし、慎重さは必要と言い「子どもや保護者らの意見を聴くことが大事だ。単なる数字合わせなら現場の先生は意気消沈するだろう」と注文を付ける。
2008/11/9	朝日新聞 縄跳び30回・英検合格60% 公立に広がる公約 「自治体の学力調査で正答率を95%に」(小学校)、「3年生の60%が英検合格」(中学校)。公立の小中学校で、こんな数値目標を掲げた「マニフェスト」をつくる動きが広がっている。ゆとり教育などで公立不信が広がり、学力向上を求める声が保護者に強まったことが背景にあるが、子どもや現場の教員にプレッシャーがかかり、教育が変質しないか心配する声もある。今年度から「学力向上マニフェスト」を導入した東京都荒川区。「学力向上はいまの学校の大きなテーマ。各校の創意工夫も伸ばしたい」という区教委の指示のもと、33の全区立小中学校が各ホーム	2008/11/10	朝日新聞 不登校、教諭のいじめが原因 中3女子が提訴 登校、教諭のいじめが原因 中3女子が提訴 小学5年時の担任の女性教諭から差別的な発言などのいじめを受けたのをきっかけに、体を思うように動かせなくなる「解離性障害」を発症して不登校になったとして、福岡県中間市の中学3年の女子生徒(14)と両親が市と女性教諭を相手取り、約1億5565万円の損害賠償を求める訴訟を福岡地裁小倉支部に起こした。生徒は中学入学後も入院・通院を続け、現在も不登校が続いているという。訴状などによる

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	と、女性教諭は生徒の担任になった04年4月以降、「頭の病気で口がゆがんでいる」「トロい」といった発言を繰り返し、授業中に生徒だけが手を挙げ続けるよう仕向けるなどのいじめを繰り返したという。生徒は4年生だった同年2月、てんかんと診断され投薬治療を受けており、両親は病状を女性教諭に伝えていた。生徒は体の震えが止まらなくなったり、目や耳の異常を訴えるようになっていたりして不登校になった。6年生の時、解離性障害と診断された。女性教諭は05年12月、「自分の指導が尾を引き、生徒が現在のような状態になったことに對し申し訳ないと思います」と差別的な発言を認め、両親に謝罪した経緯がある。両親は「原因をつくったのは女性教諭だが、小中学校のほかの教職員も解離性障害に適切な対応をせず、症状を悪化させた」と主張。慰謝料3300万円▽労働能力が失われたことによる逸失利益5184万円▽介護費用5665万円などを求めている。提訴について、中間市教委学校教育課は「訴状が届いていないのでコメントできない」としている。		は18歳以下。チャイルドラインは(1)秘密を守る(2)名前は言わなくていい(3)切りたい時に切っていいを原則とし平成19年度は約13万5000件の相談があった。これまでは都道府県で電話番号や相談時間が異なるなどし、日常的に無料相談が可能な体制づくりが課題だったという。
2008/11/10	産経新聞 チャイルドライン 全国共通で電話相談 電話で子供たちの相談を受けているNPO法人(特定非営利活動法人)チャイルドライン支援センターは10日から、全国共通のフリーダイヤルによる無料相談を始めた。フリーダイヤルは0120・997777で、携帯電話やPHSでもかけられる。相談は日曜日を除く午後4時～午後9時で、12月29日から1月3日は休み。対象	2008/11/12	読売新聞 74か国連携でネット児童ポルノ摘発、埼玉県警が2人逮捕 インターネットのファイル交換ソフト「eMule(イーミュール)」で、児童ポルノの動画を海外のユーザーらに提供する目的で所持していたとして、埼玉県警が男2人を児童買春・児童ポルノ禁止法違反(提供目的所持)容疑で逮捕したことがわかった。世界中で広く利用されている交換ソフトによる児童ポルノの摘発は、国内では初めて。ネット上の児童ポルノを巡っては、日本を含む世界74か国が連携して根絶に向けて動き始めており、今回の摘発もその一環。2人は今年9～10月、10歳前後の女児が映った児童ポルノ動画を、世界中の不特定多数のユーザーに提供する目的でeMuleの「共有フォルダー」に保存した疑い。調べに對し2人は、「動画が海外のユーザーの手に渡ることや、違法だという認識はあった。動画はネットを通じて手に入れた」と供述しており、県警で入手先を追及している。県警によると、ファイル交換ソフトを利用した児童ポルノの摘発は、提供先が海外に及ぶうえ、他国の捜査当局と連携が取りにくいことから立件が難しい。今回は、海外の捜査機関か

<i>DATE</i>	<i>DOCUMENT</i>	<i>DATE</i>	<i>DOCUMENT</i>
	ら「eMule を介して、日本から児童ポルノが世界中に流出している」との情報を得て捜査を開始。児童ポルノの動画を eMule に送信していたユーザーを突き止め、自宅などを搜索した。海外から、日本は規制が緩く、児童ポルノの流出源になっていると指摘されていることもあり、捜査当局は、今月 25 ～ 28 日にブラジルで開かれる第 3 回「児童の性的搾取に反対する世界会議」で、国内での児童ポルノ摘発への取り組みについて報告する。		

子どもの人権関係の報道と記録から…

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2008/11/13	朝日新聞 ドイツの中高生 10 万人デモ 「学校にお金かけて」 ドイツのギムナジウム（日本の中高に相当）などに通う生徒らが 12 日、教育改革や設備の充実を訴えてデモを実施した。授業をボイコットするなどして集まった生徒は約 30 都市で 10 万人を超えた。ベルリンでは約 1 万人が午前中から市中心部に集結。プラカードを掲げながら行進し、学校設備の充実、教師の人員増、学校への補助増額を訴えた。一部の参加者がフンボルト大学になだれ込み、校舎の一部を占拠、展示物を破壊するなど混乱もあった。友人 35 人や教師とデモに参加した、ベルリンのギムナジウムに通う男子生徒は「学校にかけるお金が少なすぎる」と、充実した教育環境を求めた。ここ数年、財政の厳しい州では教育予算を引き締めており、研究費を削られた大学生や賃上げを求める教師のデモが行われていた。		も常識。それが理解されていないのなら、国として何らかの指導をする必要がある」と述べた。新学習指導要領では、起立についての規定はなく、波紋を呼びそうだ。また、塩谷文科相は「(教職員が起立するかしないか) パラバラな対応があるのならば把握しなければならない」として、全国的な調査の必要性を訴えた。指導は、教職員と児童生徒の両方を対象とすべきだとした上で、『起立して (歌うよう指導する)』と書かなければならないのかなとも思う。どこにも書かれていない」と述べ、指導要領改定も示唆した。
2008/11/18	毎日新聞 国歌斉唱時は「起立、国として指導」…塩谷文科相が強調 入学・卒業式の国歌斉唱時に起立せず、神奈川県内の教職員らが氏名など個人情報の消去などを求めて横浜地裁に提訴したことに関連し、塩谷立文部科学相は 18 日の閣議後会見で「国歌斉唱時に起立するのは国際的に	2008/11/20	日経新聞 東急、「子育て支援」参入 学童保育のキッズ買収 東京急行電鉄は学童保育のキッズベースキャンプ（東京・世田谷）を 12 月に買収し、子育て支援事業に参入する。小学生を放課後などに一時預かるサービスで、沿線を中心に 2012 年度末までに 30 施設を展開する。人口減少をにらみ京王電鉄や小田急電鉄も若年層の沿線誘致に向けて、保育施設の運営に乗り出している。東急は子育て世帯向けサービス拡充で競争力を高める。キッズの親会社で新事業育成のエムアウト（東京・港）から 12 月上旬に全株式を取得し、完全子会社にする。買収額は数億円

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2008/11/21	とみられる。キッズは二子玉川（東京・世田谷）や三軒茶屋（同）など東急線沿線を中心に首都圏で9カ所の施設を展開している。共働き夫婦らの小学校の児童を平日の放課後や夏休み期間に受け入れ、勉強や遊びの面倒をみている。 朝日新聞 児童生徒の暴力最多、「ネットいじめ」21%増 文科省 全国の学校が07年度に確認した児童生徒の暴力行為は5万2756件と前年度比で18%増え、小中高校のすべてで過去最多だったことが、文部科学省が20日付で発表した「問題行動調査」でわかった。感情をうまく抑制できずに急に暴力を振るうなど、学校現場が対応に苦しむケースが広がっているという。調査は文科省が都道府県教委を通じてまとめた。それによると、小学生の暴力行為は約5200件（前年度比37%増）、中学生が約3万6800件（20%増）、高校が約1万700件（5%増）。最も多いのは児童生徒間の暴力だった。暴力行為の調査では、前回06年度から、けがや診断書、警察への届けの有無に関係なく報告するよう求め、さらに今回は各校が書き込む調査票にも明記し、積極的な報告を促した。ただし、調査はあくまで各校の自己申告で、1千人あたりの発生件数では福島県の0.4件から香川県の10.1件と差が大きく、実情を正確に表しているかは不明だ。一方、07年度の「いじめ」は計約10万1千件で、過去最多の06年度からは約2割減に。校種別では小学校約4万9900件（20%減）、中学校約4万3500件（15%減）、高	2008/11/25	校約8400件（32%減）。前回調査では、いじめの定義から「一方的」「継続的」などの表現を削り、公立だけだった調査対象に国立と私立も加えたため、前年度比で6倍超になった。文科省の担当者は「なお深刻に考えている」と話す。携帯電話のサイトや学校裏サイトなどネット関連のいじめは約5900件。初調査の前年度より21%増えた。 毎日新聞 都教委 子どもに自信持たせる指導法研究へ 東京都教育委員会は来年度から、自分に自信の持てない子どもの自尊感情を高める指導方法について研究を始める方針を固めた。日本の子どもは最近の学力テストや国際調査で自己肯定感が低いことが分かっている。いじめや不登校など教育問題の根底にも子どもの自尊心が少ない点があるともみられ、向上策の開発に着手する。都教委の計画では、都教職員研修センター（文京区）と大学が共同研究を進める。脳科学などの専門家と連携し、子どもにどのような働きかけをすれば自尊感情が高まるかを探る。さらに小学校1校を研究協力校に指定し、児童の意識調査を行い、指導方法を実証する。事業費として400万円を要求している。日本青少年研究所が02年11月にまとめた中学生の国際調査によると、「私は自分に大体満足している」と答えたのは米国が53.5%、中国も24.3%に上ったのに対し、日本は9.4%にとどまっていた。また、07年度の国の学力テストでも「自分には、よいところがあると思いますか」との質問に対し、都内の小学6年生の

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	29.4%、中学3年生の39.6%が否定的な回答をしていた。都教委の担当者は「子どもに自信が育つ核心の部分できるだけ解明し、いろいろな手立てで働きかけられるようにしていきたい」と話している。		合格圏内だった男子生徒2人について、調査書の評価点などを低く改ざんし、不合格としていたことが、28日わかった。2人は05年に同校で暴力行為などを起こして退学し、再受験していた。不合格にしたのは、当時の校長らが「生活指導の問題が再発する」と判断したためだったが、都教育委員会は「入試制度の根幹にかかわる不正」として、2人の保護者に謝罪するとともに、関与した校長らを処分する。記者会見した大原正行教育長は「すべての受験生、保護者、都民におわびする」と謝罪した。
2008/11/25	読売新聞 「教育再生懇」首相が廃止決定、教委改革一段落後に 麻生首相は24日、政府の教育再生懇談会（安西祐一郎座長）の廃止を決めた。廃止時期は、懇談会が取り組んでいる教科書や教育委員会の改革などの議論がまとまった後とする方向だ。同懇談会廃止後の教育に関する有識者会議の在り方については、近く首相と塩谷文部科学相が会談し、調整に入る見通しだ。懇談会は、安倍内閣が2006年10月に設置した教育再生会議を今年2月に衣替えしてできた。5月には英語教育の強化などを盛り込んだ1次報告を福田首相(当時)に提出。来年1月までに2次報告で教科書の充実、3次報告で大学や教育委員会の改革などを答申する予定だが、福田政権下の9月22日の会合を最後に、麻生政権では1度も全体会議が開かれていない。首相が、直属機関である同懇談会の廃止に踏み切る背景には、「首相は大方針を示し、具体論は各省に任せた方がいい」という考えが、麻生首相にはある」(周辺)ためと見られる。	2008/11/29	朝日新聞 採用口利き「告発」50件 教育目安箱に教員らから 大分県の教員採用をめぐる汚職事件を受け、政府の規制改革会議が設けた「教育目安箱」に、現職教員らから「自分の県にも口利きがある」などという告発が50件以上寄せられたことが分かった。目安箱は教育関係者から採用や人事面での不満や改善策を聞くため、8月13日から1カ月間設置。インターネットでの投稿か手紙で受け付けた。計238人から意見が寄せられ、このうち4割が教員や元教員から。意見は延べ357件で、口利きに関する54件も含めて採用の問題点を指摘する内容が3割を占めた。中には「就職氷河期には議員のコネのある人や、親が校長、教育委員会幹部の人が多数採用された」(愛知県の教員)、「県議から介入を受ける場合がある」(香川県の教員)など具体的な内容も。ただ規制改革会議は告発を受けた実態調査は行わず、今後の採用試験をめぐる提言の参考とす
2008/11/28	読売新聞 評価点改ざんし、不合格に…都立日本橋高 東京都立日本橋高校（中央区）が2006年2月に実施した入学試験で、学力テストなどの結果が		

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2008/11/30	る方針だ。 朝日新聞 高校寮に喫煙室 設置容疑で愛知の私立高校を家宅搜索 愛知県新城市の私立黄柳野（つげの）高校（辻田一成校長、生徒数 231 人）が、生徒寮に「喫煙室」を設けていたことがわかった。県警は同県青少年保護育成条例違反（喫煙場所の提供）容疑で同校を家宅搜索して灰皿などを押収した。学校側から詳しく事情を聴いたうえ、学校関係者を書類送検する方針。同校は不登校生徒を支援するとして 95 年 4 月に開校した全寮制高校。辻田校長によると、開校時から喫煙する生徒が目立ち、07 年 1 月には女子寮のトイレで喫煙が原因と見られるぼやが発生した。同校は人家から離れた山中にあり、学校側は「山に隠れて喫煙されれば山火事になる」と対策を検討。ただ、生徒は買い物や通院で外出した際にたばこを買ったり、保護者に送ってもらったりしており、職員内でも「癖になっていて指導しきれず、保護者も容認している」と黙認する声が上がっていた。このため、07 年 4 月に「火災予防や分煙・禁煙のため」として、敷地内にある男子寮 4 棟の空き部屋各 1 室を「禁煙指導室」と名付けて事実上の喫煙室にした。女子はたばこのにおいを嫌う生徒が多く、寮の外にバケツを置いて「喫煙場所」としていた。	く公立小中学校で、児童生徒の携帯電話持ち込みを原則禁止とする方針を明らかにした。府教育委員会の調査で、携帯電話への依存傾向が強い子供ほど学習時間が短いなどの結果が示されたため。文部科学省は「都道府県単位での規制は聞いたことがない」としている。府教委から市町村教委への通達の後、年度内にも施行される見通し。府立高校については、通学範囲が広いことなどから持ち込むことは認めるが、校内での使用は禁止する。違反者への対応の仕方は学校ごとに決めるが、府教委は「返却を前提に、いったんは取り上げるという毅然とした対応が必要」としている。学校裏サイトや出会い系サイトに関連した問題が相次ぐ中、学校への携帯持ち込みをめぐる他の自治体の動きにも影響しそうだ。橋下知事はこの日の定例会見で「行政が私生活に介入すべきではないという反論はあるかもしれないが、学校に携帯電話は必要ない。まずは保護者の責任でルールを守らせてほしい」と強調。府教委が今年 7 月に実施した携帯電話利用実態調査の結果を踏まえ、「（携帯に依存していたら）学習時間が短くなるのは当然。大阪の学力の問題はここから入らなければ」と述べ、学力向上策の一環としても位置づける考えを示した。	
2008/12/3	産経新聞 橋下知事、学力向上へ携帯電話追放宣言 年度内にも公立小中 大阪府の橋下徹知事は 3 日、府内の政令市（大阪、堺）を除	2008/12/5 読売新聞 「教員辞めたいと思った」61% 全国 1200 人調査「業務多忙」など理由 全国の公立小中学校で、「辞めたい」と思ったことのある教員が 6 割に上ることが、識者団体の調査でわかった。子供たちと触れ	

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	合うよりも、書類作成やPTAへの対応などに強い負担を感じたり、人事に不満を抱いたりして、教育に対する情熱を失っていると専門家は指摘する。アンケート調査は、有識者でつくる「日本の教育を考える10人委員会」(委員長・佐和隆光立命館大教授)が8月、全国の公立小中学校の教員計1200人を対象に行った。それによると、「教員を辞めたいと思うことがあるか」を聞いたところ、「しばしば思う」が22%、「たまに思う」が39%だった。理由を聞くと、「業務多忙」が37%と最も多く、「教員という仕事に魅力を感じなくなった」17%、「教員としての力量に自信がなくなった」13%——と続き、職業観にかかわる事柄が6割を超えた。「昇任でコネや情実が影響していると感じるか」。この問いには、「感じる」が27%、「どちらかと言えば感じる」も30%。コネや情実が「異動」に影響するかとの質問でも、「感じる」27%、「どちらかと言えば感じる」34%——との結果が出た。教員の採用や昇任を巡っては今夏、大分県教育委員会で不正が発覚。教員は就職先の少ない地方を中心に依然として人気の高い職業だが、こうしたデータは、現職教員が教育界の現実に不満や不安をくすぶらせていることをうかがわせている。また調査では、業務の内容ごとに負担を感じるかを聞いた。最も回答が多かったのは「教員評価や学校評価のための資料作成」で79%。「保護者への対応」(75%)、「会議」(74%)といった項目も多数を占めた。「保護者への対応」の中身は、「過度な要求」(84%)、「不登校」(71%)、「給食費の滞納」(69%)、「いじめ」		(64%)などで、いずれも近年大きくクローズアップされている問題。
2008/12/5		読売新聞	教育再生懇談へ…文科省、発言力確保狙う 麻生首相は4日、首相官邸で塩谷文部科学相と会談し、政府の教育再生懇談会(安西祐一郎座長)について、当初の廃止方針を転換し、存続させることを決めた。首相直属の検討機関として引き続き活用し、政府一体で教育改革を推進する。麻生政権発足後初めて、今月中旬に全体会合を開催する。首相は会談で、懇談会の新テーマについて、教育委員会の改革や教育の経済負担のあり方、スポーツ庁設置などを挙げ、次回の全体会合までに最終的な案をまとめるよう、文科相に指示した。メンバーの増員も検討する。文科相はこの後、記者団に対し、「教育は継続性も必要なので、(懇談会の)名前はそのままだ。人選は新しいテーマに即した人を加える」と説明した。首相は当初、教育再生懇談会について、『「具体論は文科省に任せればいい」との考えで、活用する意識は一切なかった』(首相周辺)といい、現在取り組んでいる教科書や教育委員会の改革などの議論がまとまった段階で廃止し、教育問題を中央教育審議会(文科相の諮問機関)に委ねる方針を固めていた。だが、こうした首相の姿勢に、政府内から「麻生政権は教育への関心が薄い、とのメッセージを国民に与えてしまう」と懸念する声上がり、文教族である河村官房長官も、首相に「教育は簡単なものではない」と存続を進言してい

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2008/12/12	た。 読売新聞 園児の3割、視力「1.0未満」 視力が「1.0未満」の幼稚園児が3割に迫ることが11日、文部科学省の学校保健統計調査でわかった。ぜんそくの園児の割合も2.7%に上り、ともに調査項目に加わって以来、最高を更新。視力の低下はテレビやゲーム機器、ぜんそくはハウスダストなどの影響とみられ、同省は「外で遊ばず、家にいる時間が長いのが要因」と分析している。調査は、今年4～6月に健康診断を受けた全国の幼稚園児と小中高校生から、約330万人のデータを抽出した。それによると、視力が「1.0未満」の園児の割合は、前年度比2.7ポイント増の28.9%で、視力調査が始まった1979年度(16.5%)の2倍近くとなった。子供の視力の低下傾向は続いており、「1.0未満」の小学生は29.9%(前年度比1.8ポイント増)、中学生も52.6%(同1.4ポイント増)と、ともに過去最高。今回の調査では、視力低下の低年齢化がさらに進行していることを裏付けている。一方、ぜんそくの園児の割合は、2.7%(同0.4ポイント増)と67年度以来で最も高かった。小学生(3.9%)より割合は低いものの、この10年で倍増しており、中学生(3%)に迫る勢いで増加した。	教育委員会の調査で分かった。都教委では部活動を存続させるため、教員の異動など学校側の事情で休廃部となる年間約200の部活動に絞り、来年度から部活指導を委託している「外部指導員」の報償費を補助する方針を決めた。部活動は学校を選択するうえで大きな要素になっており、都教委は外部指導員の活用を促して休廃部を食い止めようとしている。都教委の調査によると、都内の部活動の休廃部数は、18年度が331、19年度が336、20年度が320。このうち、顧問教員の異動など学校側の事情で休廃部したのは18年度が220、19年度が222、20年度が222もあった。一方、部員減少による休廃部は18年度で69、19年度で89、20年度が75に上っている。都教委は来年度から学校側の事情で休廃部になった部活動を対象に報償費を補助する考えで、予算5400万円を要求している。部活動に詳しい首都大学東京の西島央准教授は「報償費の補助は、当面の休廃部を防ぐためには有効な手段」と評価し、「中学校の部活動は、競技の技術指導の側面以上に教師による生徒の生活・進路指導が大事。行政側はこの問題の解決にあたって、外部指導員に頼り過ぎないないようにしてほしい」と指摘している。	
2008/12/13	産経新聞 毎年300超 消えた部活 都内公立中 東京都内にある約6400の公立中学で、顧問教員の異動や部員減少などで毎年300以上の部活動が休廃部していることが、都	2008/12/17 産経新聞 “ケータイ追放”徹底を要請 大阪府教委 大阪府の橋下徹知事が公立小中学校での児童生徒の携帯電話持ち込みを原則禁止とする方針を打ち出したことを受け、府教育委員会は17日、大阪市内で開い	

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	た市町村教委部課長会議で、持ち込み禁止を各校に徹底させるよう要請した。府教委は年度内の施行を目指している。会議では府教委の担当者が、携帯電話への依存傾向が強い子供ほど学習時間が短いなどの調査結果を報告。また、携帯電話が「ネットいじめ」の温床になっている現状についても説明し、入学時など適切な時期の指導や方針の周知徹底を求めた。ただ、児童・生徒の安全上の理由があると学校が認めた場合は許可する。府立高校では所持は認めるが、学校での使用を禁止する。都道府県単位での携帯持ち込み規制は全国的にも珍しく、塩谷立文部科学相や河村建夫官房長官は橋下知事の方針に賛意を表明。文科省は、各教育委員会の取り組み状況の実態調査を行う方針を示している。		関し、教育委員会が採択前に検討する期間をより長くするべきだとした。報告は「ゆとり教育の見直し」に対応するもので、文部科学相の諮問機関「教科用図書検定調査審議会」も教科書の充実などを求める報告を25日に正式決定する予定だ。文科省は教科書検定の基準や規則を見直し、来年度に検定対象となる小中学校の教科書から報告内容を反映させたい考えだ。また、懇談会は第2次報告とは別に、小中学校への携帯電話の持ち込みの原則禁止を打ち出す提言案をまとめた。子供の携帯電話利用を「社会全体で取り組む課題だ」と指摘し、保護者には「家庭内ルール」の創設、電話会社には学校などへの公衆電話の設置を求めている。さらに、通話先の限定やGPS（全地球測位システム）などに機能を限定した携帯電話を推奨している。来年1月に首相に報告される見通しだ。
2008/12/18	読売新聞 教科書ページ倍増 教育再生懇報告 政府の教育再生懇談会（安西祐一郎座長）は18日午前、首相官邸で会合を開き、教科書の質・量の充実などを求める第2次報告を麻生首相に提出した。国語、理科、英語のページ倍増を目指し、予算の確保や学習指導要領の範囲外の記述の割合に関する上限の撤廃などを提言している。報告は、ページ倍増に向け、小中学校で教科書全体の1割、高校で2割までと定めている学習指導要領の範囲外の記述に関する上限撤廃を求めた。数学・算数の練習問題の充実なども提案した。一方で、教科書の過剰な装丁や不要な挿絵の抑制を要請した。このほか、教科書採択に	2008/12/18	産経新聞 橋下知事、文科省にブチ！ 成績渡さぬなら義務教育から撤退 大阪府の橋下徹知事は18日、全国学力テストのデータ開示をめぐり対立している文部科学省を訪れ、萩生田光一政務官と会談。「都道府県教育委員会に成績を渡さないというなら、大阪府教委は義務教育から撤退する」と批判した。萩生田政務官は知事の主張に一定の理解を示しながらも、「文科省はバカ」発言については「職員もショックを受けている」と苦言を呈した。文科省は学力テストの実施要領で、市町村教委や学校が自らの成績を自主的に公表することは認めているが、都道府県教委による市

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	町村・学校別データ開示は禁じている。だが大阪府では、府教委が実施要領を守っているにもかかわらず、知事が独自の判断でデータを開示。こうした動きを踏まえ同省は「市町村別の成績は必要ないという都道府県教委にはデータを提供しない」という項目を次回の要領に盛り込むことを検討している。この方針に反発している橋下知事は、この日も「そこが頭にきた」「ショックだった」と立て続けに不満をぶちまけ、「知事は義務教育にどうかかわればいいのか。データを渡さないなら、国と市町村だけで義務教育をやっていくということにしてほしい」と主張。これに対し萩生田政務官は「公表を前提にするならデータは出さないという話だ。それぞれの教育委員会が考えてもらえば結構だと思う」と理解を求めた。会談後、橋下知事は報道陣に「(上京中に)国會議員らからも『文科省の方がおかしい』という言葉をいただいた。自信がついた。このまま進めます」と話した。		せる。支援対象は、日本語や母国語の学習を支援する浜松市の「ムンド・デ・アレグリア」(喜びの世界)。外国人の採用を担当した元スズキ社員が2003年、個人で開校。04年に各種学校になり、スズキなど地元企業が毎年、2000万円程度の寄付を行ってきた。学校には現在、ペルーやブラジル出身の派遣労働者らの子供101人(4～17歳)が通う。授業料は月1万5000～2万円だが、「親が職を失い、払えなくなった」として10、11月に計12人が退学。失職した10人の親からも、年明け以降は払えなくなるとの申し出があるという。同社は来年3月までに、浜松市に隣接する磐田市の工場などで派遣労働者600人を削減する予定。
2008/12/21	読売新聞 スズキ、南米系児童の教育支援計画…親失職で退学増加 外国人労働者が多い浜松市に本社を置く自動車メーカー「スズキ」が、景気悪化の影響で近くの各種学校に通えなくなる南米系の子供たちの授業料を肩代わりする計画を進めている。失職する親が相次ぎ、退学者が増加傾向にあるためだ。スズキも派遣労働者の削減を予定するが、「従業員の子供かどうかに関係なく支援したい」としている。早ければ年明けに事業をスタートさ	2008/12/26	読売新聞 「心病む先生」15年連続増 昨年度の休職 過去最多 4995人 2007年度にうつ病などの心の病で休職した公立学校の教員は、前年度より320人増えて過去最悪の4995人にのぼることが25日、文部科学省のまとめで分かった。心の病による休職者はこれで15年連続の増加。教員の間にじわじわと広がる心の病に、文科省は危機感を募らせている。文科省が公立の小中高校の教員91万6000人余りを対象に調べたところ、昨年度中に病気で休職したのは、全教員の0・88%にあたる8069人だった。このうち、心の病が原因だったのは4995人。病気休職中の教員の6割を占めた。心の病の教員は、調査項目に加わった1979年度は664人だった。ここ2年間は伸び率が鈍化しているが、94年度以降は毎年、数百人単位で増加してい

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	る。同省が今年10月、外部に委託してまとめた報告で、「気持ちがいしずむ」などのうつ病の症状を訴える教員の割合は一般企業の2・5倍だった。一方、わいせつ行為や飲酒運転などで懲戒処分となった教員は、1万2887人だった。北海道で今年1月に起きた時限ストによる処分者1万1899人を除くと988人で、7年ぶりに1000人を下回った。わいせつ行為で懲戒処分などを受けた教員は164人（前年度比26人減）。教え子や卒業生が被害者だったケースが45%を占めた。総務省は25日、2007年度中に懲戒処分を受けた地方公務員は2万326人（前年度比1万2735人増）だったと発表した。2万人超は1984年度以来で、北海道教職員組合の時限ストライキ参加者約1万2500人への戒告などで大幅増となった。休職などの分限処分は過去最多の2万2686人（同840人増）で、処分理由は精神疾患など「心身の故障」が97%を占めた。		居の高さ」を取り払おうとする狙いがある。世界史をめぐる状況は複雑だ。未履修問題の発覚後、各科目の研究者らによって発足した日本学術会議「高校地理歴史科教育に関する分科会」。地理と歴史双方の視点をいかに「融合」させるかという立場で議論を重ねてきた。委員長を務める油井大三郎・東京女子大教授は改訂案について、「長期的には、新たな科目を設けるなどの対応をしないと根本的な解決にならない」と話す。分科会では、日本史と世界史を統合した「歴史基礎」とそれに対応する「地理基礎」という科目を新設して必修にする案なども出ており、今後とも議論を続けるという。
2008/12/29	朝日新聞 高校の新指導要領 特徴は 13年度から高校で本格実施される新しい学習指導要領。22日に文部科学省が発表した改訂案は英語教育への力点の置き方が注目されたが、他にも様々な特徴が見て取れる。「未履修問題」が06年に発覚し、教育のあり方が問われた世界史。今回の学習指導要領改訂案はその世界史を必修科目として維持する一方、日本史、世界史、地理の三科目それぞれについて相互に関連付けて教えるよう明記。世界史は特に、地理や日本史にからむ内容を充実させるよう求めた。「敷		06年に教育基本法が改正されてから、高校の学習指導要領が変わるのは初めて。今春発表された小中学校の指導要領同様、道徳教育の充実が盛り込まれた。基本法の「愛国心条項」を受け、道徳教育の目標として「我が国と郷土」を愛する日本人を育てることが新たに総則に盛り込まれたほか、道徳教育の充実に向けた「全体計画」を各校で定めることも義務化された。高校の学習指導要領の改訂案は、「習うべき英単語を4割増やし、英語の授業を英語で行う」「理・数で前回削減した分を戻す」など、「ゆとり」路線の変更が目につく。そして同時に、初めて「義務教育の内容も必要に応じて教える」と書いたことも特徴に挙げられる。さらに今回の改訂案では、近年の「多様化路線」にも一定の歯止めをかけ、国・数・英で科目を再編して「共通科目」を新設した。「高校で少なくともこれだけは身につけてほしい」と文科

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	省が考える基礎的な必修科目だ。その一方、教科書の検定基準の緩和と歩調を合わせ、指導要領は学ぶべき「最低基準」であり、発展的な内容をどんどん教えて構わないという要素も強めた。		を掲載する。また、宿題や放課後学習で使うプリント「ワークブック」を独自に開発、22年度末までに5000枚を作成する。専用ホームページとは別に府教委のホームページにも掲載し、各家庭で自由に印字することも可能になる。このほか、学習定着度を単元ごとに把握するため学校で行っている「単元別テスト」についても、総問題数を現行の20倍以上の4500に増やす。さらに、今年度から小4～中3の各学年5%を抽出して実施している「大阪府学力テスト」を21年度以降も継続し、一連の学力向上策の検証や改善に役立てる。
2009/1/4	産経新聞 子供も参加の授業評価制度導入へ 大阪、学力向上5カ年計画全容 全国学力テストの成績が2年連続で下位に低迷したことを踏まえ、大阪府教育委員会が平成21年度から実施する学力向上のための5カ年計画の全容が3日、明らかになった。児童生徒らによる「授業評価制度」を府内の全公立小中学校で導入するほか、府教委の指導主事らによる「モデル授業」を教員向けの専用ホームページで公開することなどが柱。関連経費を21年度予算案に計上する。授業評価制度は、授業の分かりやすさなどに関してアンケート調査を行い、集計結果を教員へ通知、授業の改善ポイントの自覚につなげる。回答者には子供と保護者のほか、教員も加わり、教員間の相互評価も取り入れる。府教委担当者は「授業改善に向けた機運を高めることが一番の狙い」としており、給与や能力評価には結びつけない。こうした評価制度について文部科学省は「都道府県単位で、全小中学校で行うケースは把握していない」としている。モデル授業は、教員経験のある府教委の指導主事が学校に出向いて行う“お手本”の授業を動画で撮影、教員がパスワードを入力すれば閲覧できる専用ホームページにアップする。小学校の国語と算数、中学校の国語、数学、英語について、22年度末までに60例	2009/1/9	時事通信社 「子供の権利否定」 藤里町の学テ不参加－秋田知事 秋田県藤里町教育委員会が来年度実施の全国学力・学習状況調査（全国学力テスト）の不参加を決めたことに対し、寺田典城知事は9日、「子供には教育を受ける権利がある。教委がこの権利を否定するのはいかがなものか」と述べた。同町教委は、寺田知事が2007、08年度の全国学力テストの県内全市町村別成績を公表したことに反発して不参加を決めたが、知事は「基本的な考え方は変わっていない」として、来年度も公表する意向を示した。
		2009/1/13	産経新聞 自由な学び「支援を」 フリースクール、重い保護者負担に不況追いつき 「フリースクールを含めた学校教育以外の多様な教育のあり方を制度として認め、それらを公費で支えるシステムが必要」と全国

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	のフリースクール約 70 施設が参加するフリースクール全国ネットワークは 12 日、国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区）で開かれた日本フリースクール大会で政策提言を採択し、2 日間の大会を終えた。提言は今後、加盟団体に確認したうえで関係機関と調整していくという。ネットワークは平成 13 年設立。これまで全国規模のフリースクールフェスティバルなど子供の交流に力を入れてきた。今回、各施設運営者が課題を検討し国や自治体に提言していくための全国大会を初開催した背景には、フリースクールの活動や役割が広く知られ、必要とする子供も増える一方、施設運営を取り巻く環境はより厳しくなっている現実がある。学校制度外にあるフリースクールは私学助成も奨学金の適用もない。授業料など保護者負担は重く、さらに不況が追い打ちをかける。NPO 法人「東京シュレ」の奥地圭子理事長は「不登校の子供が成長する重要な場でありながら保護者はすべて自己負担で、税金の二重払い。どの施設も社会支援を得たいと考えている」と訴える。昨年 5 月には超党派のフリースクール環境整備推進議員連盟（鈴木恒夫会長）が発足。小中学生にしか認められていない学割定期券の高校生への適用などを求め活動する。公的支援のあり方も今後、大きな課題になるという。議連事務局長の小宮山洋子氏（民主）は「学習は多様な形で保障されるべきで、どんな施設に（学割定期券が）適用できるか、基準の作り方はあるはず」と話す。文部科学省の学校基本調査（速報）によると、19 年度の不登校	2009/1/11	児は全国の小中学校で 12 万 9254 人。中学生は全体の 2.91 % を占め、過去最大となった。いじめ自殺が表面化し、保護者に「無理に学校に通わせない」という考え方が広まりつつある。自治体にもフリースクールと連携する動きが出始めた。 産経新聞 注目！フィンランド方式 読書法、作文や算数ドリルが日本にも普及 日本の子供の学力低下が懸念される中、世界トップ級の学力を生み出すフィンランドの学習法に関心が高まっている。「フィンランドメソッド（方式）」をうたう読書法や作文の書き方、算数ドリルといった学習関連本が相次いで出版され、教育関係者ばかりではなく、一般家庭にも普及し始めた。知識詰め込み型の学習法から脱却しようとしている日本にとって、自ら問題を発見して、自分の言葉で表現し、考える力を身につけるフィンランド式は大いに参考になりそうだ。OECD（経済協力開発機構）の学習到達度調査（2006 年、15 歳対象）によると、57 カ国・地域の中で、フィンランドは「数学的応用力」2 位（日本 10 位）▽「科学的応用力」1 位（同 6 位）▽「読解力」2 位（同 15 位）ーと調査対象の 3 項目すべてでトップクラス。一方、日本の子供は、読解力が不足していることに加え、初めて目にする問題に対し、知識を応用して解くのが苦手なことが明らかになった。読解力を養い、国際社会で通用するコミュニケーション能力を高める訓練法としても、フィンランド式学習法は有効だとされる。3 年前、いち早くフィンラン

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	ドの小学校で使われている国語の教科書を翻訳し、教育現場で実際に行われている手法を参考にして、コミュニケーション力を養成しようと、平成 17 年に刊行された『フィンランド・メソッド』シリーズ（経済界）は累計 30 万部を売り上げた。		風機、中 2 の「電流」で使用する誘導コイル、放電管などの購入費用として考えられている。
2009/1/14	朝日新聞 小中学校の教材購入 2460 億円 お助け 文科省案 小学生向けの英単語カード、剣道の竹刀……。小中学校の授業で必要なものを買そろえてもらうため、文部科学省は教材整備の「緊急 3 カ年計画案」を作った。「ゆとり」路線から転換した学習指導要領の改訂で教える内容がより多彩になることを受けたもので、新年度から 3 年間で約 2460 億円を投入したい考えだ。新しい指導要領は 11 年度以降に本格実施されるが、授業時間と内容が増える算数・数学と理科は今春から前倒しで始まる。話題を呼んだ小学校高学年での英語学習も今春から各校の判断で実施できるようになり、実際に多くの学校が計画している。多額の予算措置はこうした変化に対応するため、内容を最終調整中だ。文科省が「緊急計画」で購入を想定している教材は、小学校で英単語を教えるための絵が描かれたカード、12 年度から女子も含めて必修となる体育の「武道」で使う用具、すでに必修だが教材不足の和楽器などだ。一方、理数の教材については法律に半額補助の規定があり、新年度予算案ではこの枠組みですでに 20 億円が認められている。小 3 の理科で新たに加わる「風やゴムの働き」の単元で使う送		

一人ひとりを大切にする教育を

07人権教育指針ブックレット第Ⅰ集

人権教育の現状と課題、国際人権条約の視点をふまえ、教職員が日々の教育活動を検証し、人権諸課題にアプローチするための具体的な指標として、2007年8月に改訂された日教組人権教育指針。この指針を、学校現場における日々の教育実践に活かし、人権教育の充実・推進を図るためにまとめられた1冊。

- ◆日本教職員組合07人権教育指針ブックレット編集委員会編
- ◆定価（本体700円＋税）
- ◆A5判96頁
- ◆ISBN978-4-901927-65-9

- I 人権教育をめぐる状況と課題
- II 人権教育指針
- III 人権教育指針を教育実践に活かすために
- IV 人権教育に関わる諸課題



●ご注文はお近くの書店か小社へ

株式会社 **アドバンテジサーバー**

東京千代田区一ツ橋2-6-2

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館
TEL 03-5210-9171 FAX 03-5210-9173 郵便振替 00170-0-604387
URL <http://www.adosava.co.jp>

●いんふおめーしょん/子どもの人権連 No.117・118 2009年1月号
2009年1月31日発行

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◆発行＆編集人
- ◆事務局

子どもの人権連事務局
〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2の6の2 日本教育会館 6F
TEL・FAX 03 (3265) 2197 e-mail:kodomo@jtu-net.or.jp
URL:<http://www.jinken-kodomo.net/>
郵便振替／00180-8-18438 (子どもの人権連)
年会費＝個人（1口）5,000 円、団体（1口）10,000 円